おおた障がい施策推進プラン(案)

大田区障害者計画 第6期大田区障害福祉計画 第2期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画

> 令和3年度~令和5年度 大田区

目 次

第1章	章 計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨と背景	3
2	計画の位置づけ	4
3	他の計画等との関係	5
4	計画の期間	6
5	計画策定の体制	6
第2章	章 大田区の障がい者の状況と施策の課題	7
1	大田区の障がい者の状況	9
2	前計画における主な取組	20
3	実態調査等に基づく障がい者施策の課題	28
第3章	章 計画のめざす姿	49
1	基本理念	51
2	基本理念の実現に向けて	52
第4章	章 施策の展開	57
1	施策の体系	59
2	個別施策	62
?	基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らせるまち	
	施策目標 1-1 障害福祉サービス等の充実	
	(1) 日中活動の場の整備	63
	(2) 緊急時の受入体制の充実	64
	(3) サービスの質の確保・向上	65
	施策目標 1-2 希望する暮らしの実現	
	(1) 居住の場の確保・充実	66
	(2) 地域生活移行支援の充実	67
	施策目標 1-3 社会参加・社会活動の充実	
	(1) 就労支援の充実	68
	(2) 余暇活動の充実	71
	施策目標 1-4 保健・医療の充実	
	(1) 保健・医療の充実	73
	施策目標 1-5 障がい児支援の充実	
	(1) 教育の充実	74
	(2) 保育の充実	

	施策目標 1-6 特性に応じた支援	
	(1) 発達障がい者支援の充実	77
	(2) 高次脳機能障がい者支援の充実	79
- -	基本目標2 認めあい つながり 暮らせるまち	
	施策目標 2-1 相談支援体制の充実	
	(1) 相談支援の充実	80
	(2) 地域ネットワークの充実	81
	施策目標 2-2 障がいへの理解促進	
	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	82
	(2) 地域との交流の充実	84
2	基本目標3 安全・安心に暮らせるまち	
	施策目標 3-1 災害・犯罪への対策	
	(1) 災害時相互支援体制の整備	85
	(2) 福祉避難所の体制整備	86
	(3) 防犯対策の充実	88
	施策目標 3-2 権利を守るまちの実現	
	(1) 障がい者虐待防止等の推進	89
	(2) 成年後見制度等利用支援の充実	90
	(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	91
第5章	章 障害福祉サービス等の推進	93
1	障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて	95
2	サービス見込量と確保のための方策	104
第6章	章 計画の推進に向けて	117
1	計画の推進体制	119
2	計画の進行管理	120
3	計画のモニタリング	121
第7章	章 参考資料	123
1	実態調査の概要	125
2	大田区障がい者施策推進会議の検討経過	126
3	大田区障がい者施策推進会議設置要綱	127
4	大田区障がい者施策推進会議委員名簿	129
5	庁内検討委員会委員名簿	130
6	計画策定に係る根拠法令等	131
7	用語の説明	137

コラム一覧

	「おおむすび」の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	障がい者スポーツについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	発達障がいについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	障害者差別解消法と大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例について・・・・・・・	83
	災害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	心のバリアフリーについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
Ξ	二解説一覧	
	大田区障がい者総合サポートセンターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	障害者雇用促進法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	大田区障がい者就労支援センターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	特別支援教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	しょうがい者巡回パネル展・しょうがい者文化展について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
	福祉避難所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86

○「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記した方が分かりやすいものは、「障害」を使用 し、それ以外は「障がい」と表記しています。

○「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障がい者手帳の所持者に限られず、高次脳機能障がい*者や難病患者も含みます。なお、「障がい者」には、18歳未満の方も含んでいますが、「障がい児」と表記している場合は、18歳以上の方は含んでいません。

○ 用語について

本文中において右上に「*」を付した用語については、第7章の「7用語の説明」にて解説を行っています。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では、国際条約である「障害者の権利に関する条約」が、平成26年に発効しました。この条約は、「障がい」を、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考えに基づき、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。

条約批准後、平成30年3月に国が策定した「第4次障害者基本計画」では、各分野に共通する横断的視点として、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ*の向上」や「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」等を、前期計画よりもさらに推進していく必要性が述べられています。加えて、「障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」の必要性が、新たな視点として挙げられています。

国内の法改正の動向を振り返ると、平成23年8月の「障害者基本法」の改正、平成24年6月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」の成立、平成25年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」の成立等、一連の制度改正がありました。

また、平成28年5月には、「発達障害者支援法」が全面的に改正され、関係機関等との有機的連携のもとに必要な相談体制を整備することが地方公共団体等の責務として新たに設けられるなど、発達障がい者への支援を一層充実させていくことが求められています。

その後、障害者総合支援法の見直しが行われ、平成28年6月には、障害者総合支援法と児童福祉法が改正されました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられるとともに、障がい児の多様化するニーズに対応していくため、自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられることになりました。

近年の社会福祉施策全体の動向をみると、平成30年4月、改正社会福祉法が施行されました。それにより、障がい者、子ども、高齢者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会*」の実現に向け、必要な支援を包括的に提供できる体制の整備等が区に求められました。さらに、令和2年6月に社会福祉法が再度改正され、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のための新たな事業が創設され、令和3年4月から施行されます。そのため、福祉部にとどまらず、様々な部局が連携しながら、区全体で分野横断的に施策の推進が必要となります。

以上から、障がい者施策の推進に当たっては、障がい特性に配慮したきめ細かいサービスの提供・ 充実とともに、障がいにとどまらず子ども・高齢者等の多様な生活課題を踏まえ、地域の関係機関等 と連携した包括的な支援体制の構築・充実が求められていると言えます。本計画は、このような背景 を踏まえ、区が今後3年間で推進していく障がい者施策を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「大田区障害者計画」、「第6期大田区障害福祉計画」、「第2期大田区障害児福祉計画」、「大田区発達障がい児・者支援計画」を一体的に策定するものであり、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を定めています。

① 大田区障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

② 第6期大田区障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

③ 第2期大田区障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援* 及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

④ 大田区発達障がい児・者支援計画

大田区基本計画の発達支援に関する施策を推進するため、区独自で策定している計画です。 平成26年度から平成29年度の計画では、「早期発見・早期支援の推進」、「ライフステージに 応じた切れ目のない支援」、「地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進」、「施策を推進する基 盤整備」の4つを目標に、保健、医療、福祉、教育、就労の枠組みを超えた計画的な施策を展開し てきました。

平成30年度から令和2年度の計画では、「おおた障がい施策推進プラン」として、「大田区障害者計画」、「第5期大田区障害福祉計画」、「第1期大田区障害児福祉計画」と一体的に策定しました。

本計画においても、これまでの計画の理念や目標を踏まえながら、上記①から③の法定計画と一体的な策定を行い、障がい種別の枠組みを超えた施策の推進に取り組んでいきます。

3 他の計画等との関係

本計画は、「大田区基本構想」に掲げる将来像の実現に向けた個別計画であり、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、関連する各分野の計画等と整合を図っています。

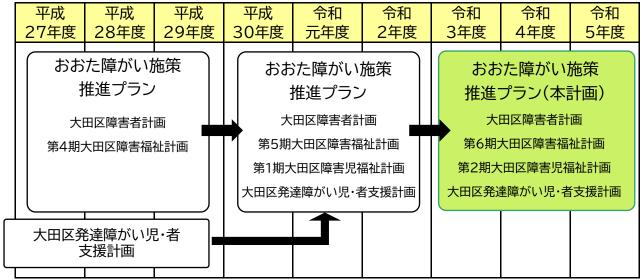
図表 1-1 他の計画等との関係概念図 玉 障害者基本法 第4次障害者基本計画 障害者総合支援法 児童福祉法 大田区(上位計画) 発達障害者支援法 大田区基本構想 東京都 新おおた重点 東京都障害者計画 プログラム 第6期東京都障害福祉計画 第2期東京都障害児福祉計画 大田区(個別計画) 大田区地域福祉計画 ! 大田区成年後見制度利用促進基本計画 おおた障がい施策推進プラン おおた高齢者施策推進プラン 大田区障害者計画 整合 大田区子ども・子育て支援計画 第6期大田区障害福祉計画 第2期大田区障害児福祉計画 おおた子どもの生活応援プラン 大田区発達障がい児・者支援計画 その他の関連する主な計画等 大田区ユニバーサルデザインの 大田区地域防災計画 まちづくり基本方針 おおた教育ビジョン おおた健康プラン(第三次)

5

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表 1-2 本計画の計画期間



5 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、大学教授、弁護士等の学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体等の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議」において検討を行いました。

区においては、関連する部局の管理職で構成する「庁内検討委員会」を開催し、検討・調整を行いました。

また、区内の障がい者及び事業者に対し実態調査を行ったほか、広く区民の意見を反映させるため、パブリックコメント*と区民説明会(説明動画の配信)を実施しました。

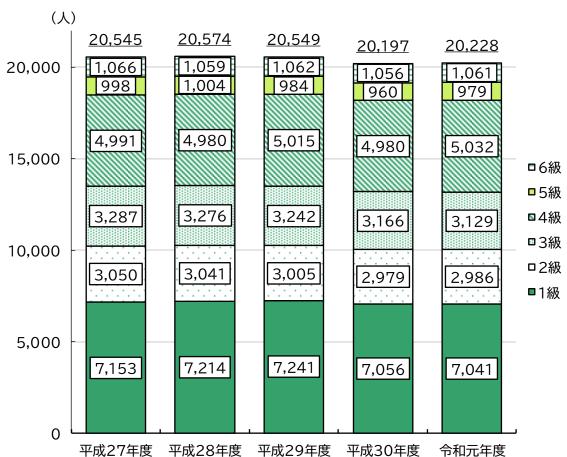
第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題

1 大田区の障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

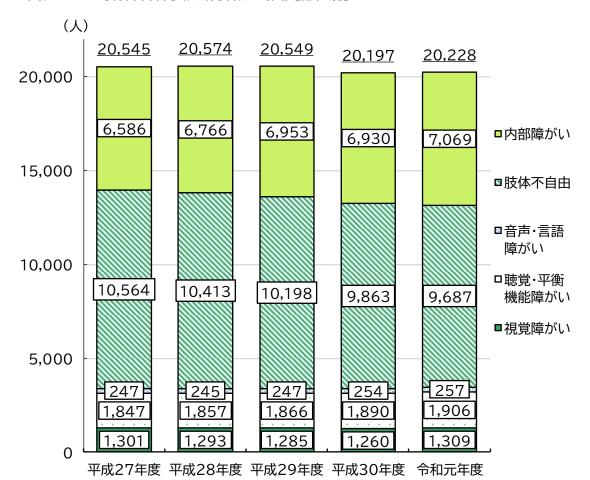
- 身体障害者手帳所持者は約 20,000 人で推移しており、令和元年度は 20,228 人となっています。
- 等級別にみると、平成27年度~令和元年度のいずれにおいても「1級」が最も多くなっています。また、部位別にみると、平成27年度~令和元年度のいずれにおいても「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。
- 年齢別にみると、令和元年度において、18歳以上が 98.2%を占めています。

図表 2-1 身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

図表 2-2 身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】



※各年度3月31日現在

図表 2-3 身体障害者手帳所持者数【年齢別】

令和元年度	総数	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳所持者数(人)	20,228	374	19,854
総数に占める割合(%)	100.0	1.8	98.2

※各年度 3 月 31 日現在

■ 身体障害者手帳

身体障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。各種のサービスを受けるために必要です。 障がいの程度により1級から7級(1級が最重度)にわかれています。

7級(肢体不自由のみ該当)の障がい1つだけで手帳の交付はされませんが、7級の障がいが2つ以上 重複する場合や、6級以上の障がいと重複する場合は、手帳が交付されます。

(2)愛の手帳所持者の状況

- 愛の手帳所持者は、年度により変動はあるものの増加傾向にあり、令和元年度には 4,710 人となっています。
- 等級別にみると、平成27年度~令和元年度のいずれにおいても「4度」が最も多くなっており、平成27年度から令和元年度にかけて355人増加しています。
- 年齢別にみると、令和元年度において、18歳以上が 77.5%を占めています。

(人) 5,000 4,710 4,598 4,586 4,470 4,500 4,252 4,000 2,322 2,172 3,500 2,228 2,128 1,967 ■4度 3,000 ■3度 2,500 □2度 2,000 1,155 1,110 1,104 1,097 1,080 ■1度 1,500 1,000 1,115 1,052 1,091 1,110 1,136 500 **1**56 154 153 144 142

図表 2-4 愛の手帳所持者数の推移【等級別】

※各年度3月31日現在

令和元年度

図表 2-5 愛の手帳所持者数【年齢別】

令和元年度		総数	18歳未満	18歳以上
愛の手帳所	持者数(人)	4,710	1,062	3,648
	総数に占める割合(%)	100.0	22.5	77.5

平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度

※各年度 3 月 31 日現在

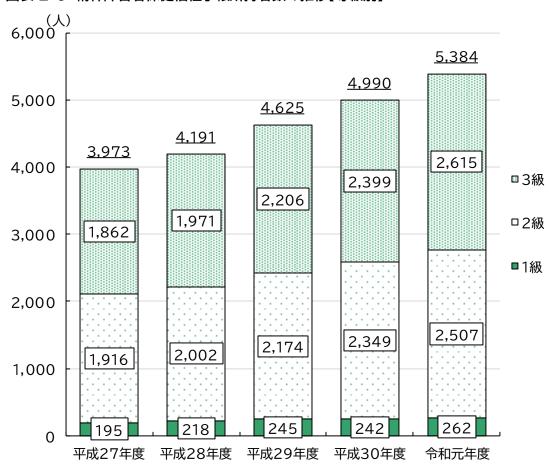
■ 愛の手帳

知的障がいのある方が、様々なサービスを受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けています。国の制度として「療育手帳」があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合的に判定し、1度から4度(1度が最重度)に該当すると認められた場合に交付されます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけて 1,411 人増加し、令和元年度には 5,384 人となっています。
- 等級別にみると、平成28年度までは「2級」が最も多くなっていましたが、平成29年度以降は「3級」が最も多くなっています。



図表 2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】

※各年度3月31日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

障がいの程度により1級から3級(1級が最重度)にわかれています。

有効期間(2年間)があるため、継続するためには2年ごとに更新の手続きが必要になります。

(4) 自立支援医療費(精神通院医療)申請者の状況

● 自立支援医療費(精神通院医療)申請者は増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけて 2,649 人増加し、令和元年度には 15,860 人となっています。



図表 2-7 自立支援医療費(精神通院医療)申請者数の推移

※各年度 3 月 31 日現在

■ 自立支援医療費制度(精神通院医療)

精神障がいにより精神科病院等に通院している場合に、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

原則として医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて負担上限額が設定されています。 ただし、所得によって対象とならない場合や、一定の要件を満たす方に全額が助成される場合もあります。

有効期間(1年間)があるため、継続するためには1年ごとに更新の手続きが必要になります。

(5) 難病医療費等助成申請者の状況

● 難病医療費等助成申請者は、指定難病追加等の制度変更の影響で、年度によって変動がみられますが、令和元年度には 7,071 人となっています。

図表 2-8 難病医療費等助成申請者数の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
指定難病(国疾病)(人)	5,988	6,419	7,567	6,109	7,045
都疾病(経過措置の疾病を含む)(人)	252	49	54	19	26
総数(人)	6,240	6,468	7,621	6,128	7,071

※各年度 3 月 31 日現在

■ 難病医療費等助成制度

国又は都の指定する疾病にり患している方で、一定の要件を満たす場合に、その治療にかかる医療 費等の一部を公費で負担する制度です。

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」が成立し、平成27年1月1日から、110疾病を指定難病として、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

その後、平成27年7月1日に 196 疾病が追加、さらに平成29年4月1日に24疾病、平成30年4月1日に6疾病が追加(うち、5疾病については既存の指定難病に統合)されました。そして、令和元年7月1日に2疾病が追加され、333 疾病が医療費助成の対象となっています。

東京都においては、令和元年7月1日現在、難病法に基づく指定難病に加え、8疾病が医療費助成の 対象となっています。

また、障害者総合支援法の対象疾病にり患している方で、必要と認められた場合には、障害者手帳の 有無にかかわらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

障害者総合支援法の対象疾病は、令和元年7月1日から、361 疾病に拡大されています(難病法に基づく指定難病は全て対象疾病に含まれています)。

(6)発達障がい者の状況¹

1 通所受給者証所持者の状況

- 障害児通所支援*(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に際して交付される通 所受給者証の所持者は、令和元年度で1,431人と、平成28年度に比べて507人増加しています。
- 令和元年度の通所受給者証所持者 1,431 人のうち、障害者手帳を所持していない児童は半数以上の 726 人となっています。障害者手帳を所持せずに障害児通所支援*を利用されている方の多くは、発達障がい等により支援が必要な方であると推察されます。

図表 2-9 通所受給者証所持者数の推移

	平成 28年度	令和 元年度	増加数
手帳あり(人)	490	705	215
手帳なし(人)	434	726	292
総数(人)	924	1,431	507

※各年度3月31日現在

■ 通所受給者証

障がい児を対象とした児童福祉法に基づくサービスには、通所による支援(障害児通所支援^{**})と入所による支援(障害児入所支援)があります。

障害児通所支援^{**}を利用する場合は、サービスの利用計画案を作成し、区へ提出する必要があります。利用計画案の作成に当たっては、相談支援事業所にご相談いただき作成する場合や、保護者ご自身で作成する場合があります。

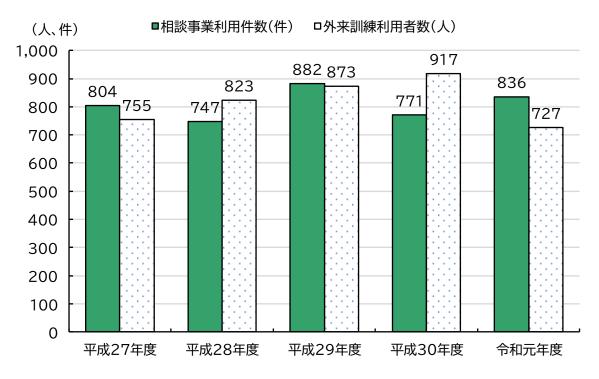
利用計画案に基づき、サービスの支給が決定すると、「通所受給者証」が交付されます。その後、障害 児通所支援^{**}事業所と利用契約を締結し、障害児通所支援^{**}サービスを利用できるようになります。 なお、障害児入所支援については、東京都が主体となって実施しています。

¹ 発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障害者手帳の有無によってのみでは判断できないため、支援の対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。そのため、発達障がい者の状況を捉えるための参考値であり、発達障がい者の正確な人数を示すものではありません。

2 こども発達センターわかばの家の状況

- こども発達センターわかばの家では、心身に発達の遅れや偏り、またその疑いがある就学前 の乳幼児とその保護者の方に対して相談等の事業を行っています。
- 相談事業の利用件数は、年度により変動はあるものの、令和元年度は 836 件となっています。
- 幼稚園や保育園に通いながら、月1回の療育*訓練を受ける外来訓練の利用者数は、令和元年度は 727 人となっています。

図表 2-10 相談事業利用件数と外来訓練利用者数

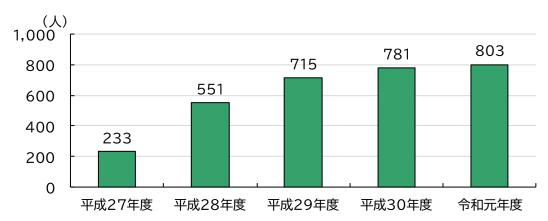


※各年度3月31日現在

3 特別支援学級・特別支援教室等の状況

- 区立の小中学校では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに 対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級・特別支援教室等を設置しています。
- 小学校では、平成28年度から区内全校に特別支援教室(サポートルーム)を設置して、発達障がい等のある児童に対する個別的な指導を行っており、令和元年度は803人の児童が利用しています。
- 中学校では、令和3年度に区内全校に特別支援教室(サポートルーム)を設置することを目標としています。令和元年度は7校において特別支援教室(サポートルーム)のモデル事業を実施しました。令和元年度は、情緒障害*等通級指導学級として95人、特別支援教室(サポートルーム)のモデル事業として26人、計121人の生徒が利用しています。

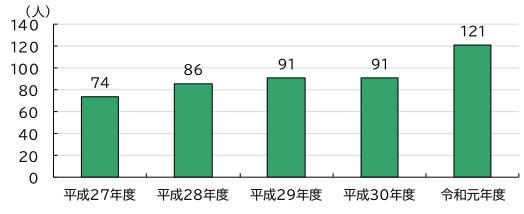
図表 2-11 小学校(特別支援教室(サポートルーム))の児童数



※平成27年度までは情緒障害※等通級指導学級として実施。

※各年度5月1日現在

図表 2-12 中学校(情緒障害※等通級指導学級)の生徒数



※令和元年度より一部学校において、特別支援教室(サポートルーム)をモデル事業として実施 ※各年度 5 月 1 日現在

4 障がい者総合サポートセンターの状況

- 障がい者総合サポートセンターでは、発達障がいを含め、様々な障がいに応じた相談支援を 行っています。
- 発達障がい者の相談件数は、増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけて 1,112 件増加し、令和元年度には 1,737 件となっています。

図表 2-13 障がい者総合サポートセンター相談支援部門における発達障がい者の相談件数



※各年度 3 月 31 日現在

ミ二解説 大田区立障がい者総合サポートセンターについて

「大田区立障がい者総合サポートセンター (愛称:さぽーとぴあ)」は、障がい者の暮らし を総合的に支える拠点として、様々な事業を 行っています。



A 棟 (平成27年3月開設)

●相談支援

区の相談支援の中核として、相談支援事業、専門相談、区内の福祉従事者の人材育成研修、手話通 訳者の派遣等を行っています。

● 居住支援

自立訓練事業として、機能訓練と生活訓練を行っています。

● 地域交流支援

声の図書室として、点字・録音図書の製作、閲覧、貸し出しを行っています。また、地域の人々の交流や余暇を充実させる支援、障がい理解促進のための活動、ボランティアや当事者団体の活動支援などを行っています。

● 就労支援

就労移行支援、就労後の定着支援等を関係機関と連携しながら行っています。

B 棟 (平成31年3月開設)

● 短期入所

重症心身障がい児(者)や医療的ケア*の必要な方を対象に、短期入所事業を実施しています。

発達障がい児支援

発達の偏り、またその疑いのある学齢期の子どもに関するご相談を受け、必要に応じて、診察・評価・療育*等を行っています。

地域交流カフェ「すまいるブレイク」

どなたでも利用できる地域交流の場として、カフェ「すまいるブレイク」があります。 コーヒーなどの飲み物や、焼きたてパン、区内障がい者施設の自主生産品を販売しています。



2 前計画における主な取組

(1) 基本目標1「自分らしく暮らせるまち」

1 日中活動の場の整備

- 平成31年3月に障がい者総合サポートセンターをグランドオープンし、学齢期の発達障がい 児を対象に放課後等デイサービスなどを実施しています。
- 令和2年4月から、上池台障害者福祉会館の生活介護事業を拡充し、重症心身障がい者*に もサービスを提供しています。
- 旧徳持高齢者在宅サービスセンターの建物を活用し、池上福祉園の生活介護事業を拡充し、 令和3年4月から、重症心身障がい者*にもサービスを提供していきます。
- 旧田園調布高齢者在宅サービスセンターの建物を改修し、令和3年4月に、医療的ケア*の必要な障がい児等を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する施設を開設します。

2 緊急時の受入体制の充実

- 平成31年3月に障がい者総合サポートセンターをグランドオープンし、医療的ケア*の必要な 方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所事業を実施しています。
- つばさホーム前の浦の機能再編及び強化をし、令和3年4月から、短期入所事業を実施していきます。

3 居住の場の確保・充実

- 区内で新規にグループホーム*を開設する事業者に整備費用を補助しています。
- つばさホーム前の浦の機能再編及び強化を行い、令和3年4月に、グループホーム*を開設します。
- 都有地を活用し、令和3年度中に、重症心身障がい者*を対象としたグループホーム*を開設します。
- 令和元年9月に、障がい者、高齢者、低額所得者など、住宅確保要配慮者*の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、「居住支援協議会」を設置しました。

4 サービスの質の確保・向上

- 指定管理者が運営する区立障がい者施設の管理運営状況について、モニタリング*を通じて 検証し、適切なサービス提供を図るための指導監督を行っています。
- 福祉サービス事業者等の指導監査(検査)*を実施し、サービスの質の確保及び利用者処遇の 向上を図るための支援を行っています。
- 区内の事業者に対し、福祉サービス第三者評価*の受審費用の補助を実施するほか、説明会 や郵送等による受審勧奨を行っています。

5 就労支援の充実

- 障がい者就労支援センターにおいて、就労移行支援事業等を実施しています。
- 関係機関との連携強化を図るため、「障害者就労促進担当者会議」や「精神障がい者の職場体験実習実行委員会」、「就労移行支援事業所連絡会」等のネットワーク事業に取り組んでいます。
- 区内施設の自主生産品等の共通ブランドを「おおむすび」とし、ロゴマークと合わせて広報し、 受注契約の拡大等に取り組んでいます。
- 令和元年4月から、公募により選定した障がい者施設へ経営コンサルタントを派遣し、現状分析や評価を実施した上で、工賃向上に向けた相談・助言を実施しています。
- 平成30年 4 月から、精神障がい者を区の非常勤の職員として雇用し、企業就労につなげる チャレンジ雇用事業を実施しています。

6 地域生活移行支援の充実

- 障がい者総合サポートセンターにおいて、地域相談支援を行っています。
- 平成31年4月から、精神障がい者に対し、地域生活及び適切な医療の継続を維持できるよう アウトリーチ支援事業を実施しています。
- つばさホーム前の浦の機能再編及び強化を行い、令和3年4月に、グループホーム*を開設します。【再掲】

7 余暇活動の充実

- 障がい者就労支援センターにおいて、仕事の後に仲間と会い、語らうことで、リフレッシュしてもらうため、就労者のための余暇活動支援事業「たまりば」を実施しています。
- 障がい者総合サポートセンターにおいて、レクリエーション等を提供するため、余暇活動支援

事業と「若草・コスモス青年学級」を実施しています。

● スポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図るため、障がい者水泳教室や障がい者スポーツ体験などを実施しています。

8 保健・医療の充実

- 平成30年8月から、一部の区立保育園において医療的ケア※児の受け入れをしています。
- 平成30年9月に、医療的ケア*が必要な方への支援について、関係機関が連携し、情報交換、 連絡等を行うため、「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を設置しました。
- 平成31年3月に障がい者総合サポートセンターをグランドオープンし、医療的ケア*の必要な 方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所事業を実施しています。【再掲】
- 令和元年11月に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築に向けた関係機関による協議の場として、「精神保健福祉地域支援推進会議」を設置しました。
- 令和2年4月から、上池台障害者福祉会館の生活介護事業を拡充し、重症心身障がい者*にもサービスを提供しています。【再掲】
- 旧徳持高齢者在宅サービスセンターの建物を活用し、池上福祉園の生活介護事業を拡充し、 令和3年4月から、重症心身障がい者*にもサービスを提供していきます。【再掲】
- 旧田園調布高齢者在宅サービスセンターの建物を改修し、令和3年4月に、医療的ケア*の必要な障がい児等を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する施設を開設します。【再掲】
- 都有地を活用し、令和3年度中に、重症心身障がい者*を対象としたグループホーム*を開設します。【再掲】

9 教育の充実

- 保護者を対象とした幼児教育相談や幼稚園への訪問相談等を実施しています。
- 幼児への支援の連続性を確保するため、保育園、幼稚園、小学校による「保幼小地域連携協議会」を開催しています。
- 保護者の気持ちに寄り添った就学相談や、スクールソーシャルワーカー*による様々な課題を 抱える家庭への支援を実施しています。
- ◆ 令和3年4月から、全区立中学校において特別支援教室(サポートルーム)を実施していきます。
- 都立特別支援学校と連携して、区立小中学校への巡回相談等を実施しています。

10保育の充実

- 保護者等への支援のため、小児神経科医、臨床心理士*などの専門職が保育園等への巡回相 談等を実施しています。
- 区立保育園において作業療法士*による感覚統合*を踏まえた遊びの保育実践を取り入れています。
- 小学校6年生までの要支援児*の受け入れを、全ての学童保育室で行っています。
- 平成30年8月から、区立保育園において医療的ケア※児の受け入れをしています。【再掲】

11 発達障がい者支援の充実

- 発達障がいの理解啓発のため、こども発達支援講演会などの開催、支援ツール「サポートブックかけはし」や啓発用パンフレットの配布等に取り組んでいます。
- 関係機関との連携強化のため、「障害児関係機関連絡会議」や「児童発達支援地域ネットワーク会議」等を開催しています。
- こども発達センターわかばの家に新たな分室を設置し、事業の強化を図りました。
- 平成31年3月に障がい者総合サポートセンターをグランドオープンし、学齢期の発達障がい 児を対象に放課後等デイサービスなどを実施しています。【再掲】

12高次脳機能障がい※者支援の充実

- 医療、保健、福祉等の関係機関による連絡会等を開催し、ネットワークを構築しています。
- 高次脳機能障がい*の理解啓発のため、相談窓口を掲載したリーフレット等を作成・配布しています。
- 支援者の高次脳機能障がい※の理解を促進するため、出前講座や研修を実施しています。

(2) 基本目標2 「ともに支え合い暮らせるまち」

1 相談支援の充実

- 基幹相談支援センター*である障がい者総合サポートセンターを核として、相談支援事業者等と連携し、相談支援体制を構築しています。
- 地域福祉課や地域健康課において、本人や家族などからの相談に応じ、問題解決のための支援を行っています。
- 障がい福祉人材を体系的に育成するため、ケアマネジメント*研修等を実施しています。
- 障がい者総合サポートセンターにおいて、登録ピアカウンセラーによるピアカウンセリングや、 各障がい者団体主催の障がい別相談会を実施しています。
- 身体障害者相談員*及び知的障害者相談員*の活動から、地域の実情について意見交換を行う場として、区職員も含めた研修を実施しています。
- 令和2年10月に「大田区若年性認知症支援相談窓口」を開設し、若年性認知症*に精通したコーディネーターによる相談支援を行っています。

2 地域ネットワークの充実

- 地域の関係機関とのネットワーク構築のため、相談、就労、居住などの様々なネットワーク会 議等を開催しています。
- 令和元年4月に「自立支援協議会*」の部会編成等を見直し、効果的な会議運営を図るととも に、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行っています。

3 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 区職員対応要領に基づく適切な対応及び障がい者差別に関する相談対応を実施しています。
- 平成30年1月から、「障がい者差別解消支援地域協議会」に身体・知的・精神障がい者も参画 し、障がい者差別に関する相談事例や情報の共有をしています。
- 障害者差別解消法の普及啓発を図るため、啓発用パンフレットの作成・配布及び講演会等の 開催を実施しています。
- 令和2年9月に、手話が言語であることの理解の促進及び障がいの特性に応じた多様な意思 疎通手段の利用の促進に関する「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制 定しました。

4 地域との交流の充実

- 障がい者等の芸術文化活動の機会として、しょうがい者巡回パネル展・しょうがい者文化展を 実施しています。
- 各障がい者施設において施設まつりを開催しています。
- 障がい者総合サポートセンターにおいて、障がい理解啓発とレクリエーション等を提供するため、余暇活動支援事業と「若草・コスモス青年学級」を実施しています。【再掲】
- スポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図るため、障がい者水泳教室や障がい者スポーツ体験などを実施しています。【再掲】

(3) 基本目標3 「安全・安心に暮らせるまち」

1 災害時相互支援体制の整備

- 令和2年7月から、避難行動要支援者名簿*について、「障がい者福祉のあらまし」にも掲載するなど、登録勧奨の強化を図っています。
- 避難支援の必要性が特に高い、在宅で常時人工呼吸器を使用している方について、本人の同意を得て、災害時に取るべき避難行動等を定める個別支援プランの作成を進めています。
- 要配慮者支援をテーマとした講習会を開催しています。
- 災害時などにおける自助・共助*のためのツール「ヘルプカード」の作成・配布等、普及啓発の 取組を進めています。

2 福祉避難所※の体制整備

- 福祉避難所^{*}として協定を結んでいる障がい者施設等に、非常食糧、生活必需品等の備蓄品 を配備しています。
- 福祉避難所*の開設や運営方法を定めた福祉避難所標準マニュアル等を作成し、各福祉避難 所*を支援しています。
- 各福祉避難所※における開設訓練の実施を促進しています。

3 防犯対策の充実

- 障がい者施設等に対し、利用者の安全確保を図ることを目的に、非常通報装置や防犯カメラ 等の防犯設備の整備費用を補助しています。
- 障がい者施設等における防犯マニュアルの作成を促進しています。
- 各障がい者施設における施設まつりなどのイベントにおいて、特殊詐欺*等被害防止のチラシを配布し、啓発を行っています。
- 特殊詐欺※等被害防止策として、自動通話録音機貸与事業を行っています。

4 消費者トラブル防止体制の推進

- 障がい者等からの消費者相談で支援等が必要と判断した案件について、関係機関と情報共有をしています。
- 障がい者、支援者や家族を対象に、消費者トラブルの未然防止と拡大防止に向けた消費者講座を実施しています。

5 障がい者虐待防止等の推進

- 障害者虐待防止センター*において、関係機関や弁護士等の専門家と連携し、虐待通報への 対応等を行っています。
- 障がい者虐待防止のため、パンフレットの作成・配布を通じて、障がい者や家族、支援者への 理解啓発を行っています。
- 障がい者虐待の未然防止のため、障がい福祉従事者の職層ごとに、障がい者虐待防止研修 を実施しています。

6 成年後見制度※利用支援の充実

- 平成31年3月に、成年後見制度利用促進基本計画(地域福祉計画に包含)を策定しました。
- 成年後見制度利用支援事業として、収入が少ない被後見人等に対し、後見報酬の助成を行っています。
- 社会福祉協議会*おおた成年後見センターと連携して、成年後見制度*利用促進中核機関を設置し、成年後見制度*等の周知・広報活動や、本人の権利擁護において、支援関係者が対応に悩むケースなどに対して、法的根拠などを示しながら支援方針を助言する「権利擁護支援検討会議」を実施しています。また、社会貢献型後見人(市民後見人)*の候補者を公募・育成・支援しています。

7 ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進

- 関心のある区民に「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー(UD パートナー)」として事前に登録していただき、道路、公園、建物や窓口サービスなどの点検活動を行っています。
- 障がい者や家族からの話や福祉体験を通して、接し方や介助方法を学び、障がい者への理解 を深め、地域での支援の担い手となる人材を育成するため、講座等を実施しています。

3 実態調査等に基づく障がい者施策の課題

(1) 障がい者施策の課題抽出方法

本計画の策定に当たって、令和元年度大田区障がい者実態調査や前計画の事業評価に基づき、区における障がい者施策の課題を抽出した上で、大田区障がい者施策推進会議からのご意見を踏まえて、本計画において取り組むべき施策課題を設定しました。

① 令和元年度大田区障がい者実態調査(以下「実態調査」という。)² 障がい者及び障害福祉サービス等の提供事業者を対象として、生活状況やサービスの利用状況等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

② 前計画の事業評価

前計画に基づいて実施した事業や取組に関する事業評価を行い、施策の進捗状況を確認しました。

③ 大田区障がい者施策推進会議での検討

学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議(以下「推進会議」という。)」において、実態調査や事業評価、施策課題について検討を行いました。

図表 2-14 課題抽出のフロー図

大田区障がい者 実態調査 事業評価の整理 「大田区障がい者 施策推進会議」における検討

² 実態調査結果の分析に当たっては、障がい種別ごとに回答傾向を分析することがあります。その際の障がい種別の略称は、 実態調査に従い次のとおりとしています。「身体」は身体障がい者、「知的」は知的障がい者、「精神」は精神障がい者、「難病」 は難病患者、「発達」は発達障がい者、「高次」は高次脳機能障がい*者を指しています。

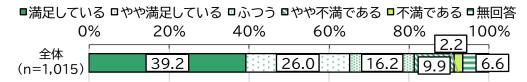
(2) 大田区障がい者施策の課題

1 障害福祉サービス等の充実に向けた課題

課題 1-1 サービスの実施回数・頻度等の量的な充実が求められています

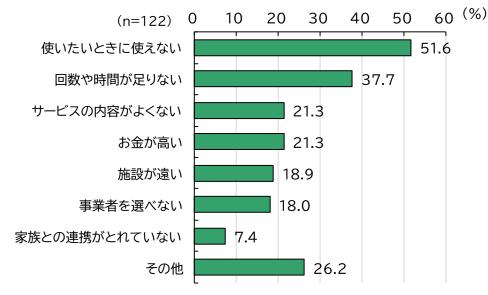
- 実態調査結果によると、障害福祉サービス等の満足度は、65.2%が「満足」と回答している一方で、12.1%が「不満」と回答しています³。「不満」と回答した方々に、どのような点に不満を感じるかを尋ねたところ、「使いたいときに使えない」が最も多く、次いで「回数や時間が足りない」が多くなっており、サービスの量的な充実が求められています。
- 障害福祉サービス等の種類別に満足度をみたところ、「地域生活支援事業」や「相談支援」の ほか、「日中活動系サービス」の満足度が低くなっていました。
- 推進会議においては、医療的ケア*が必要な方を含む重度の障がい者も利用できる日中活動の場の整備を求める意見がありました。

図表 2-15 障害福祉サービス等の利用満足度(18歳以上・未満共通、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

図表 2-16 障害福祉サービス等で不満に感じる点(18歳以上・未満共通、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

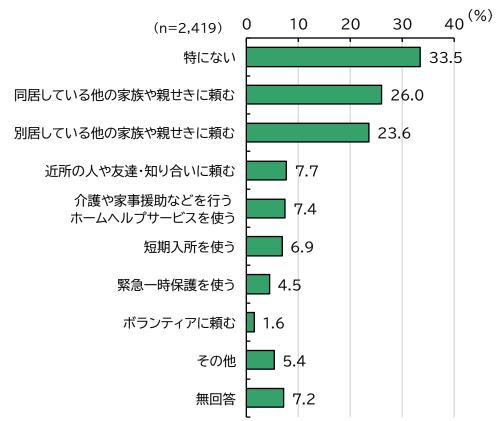
29

³「満足」は、実態調査結果のうち「満足している」と「やや満足している」を合わせた割合です。また「不満」は、「不満である」 と「やや不満である」を合わせた割合です。

課題 1-2 本人や介護者の高齢化、障がいの重度化等が進む中、緊急時等の支援体制の整備が 求められています

- 実態調査結果によると、介助者や支援者が不在の時の対応方法として、「特にない」を除くと、「同居している他の家族や親せきに頼む」が 26.0%、「別居している他の家族や親せきに頼む」が 23.6%となっています。また、「短期入所を使う」は 6.9%、「緊急一時保護を使う」は 4.5%となっています。
- 実態調査において、生活における不安や困っていることを尋ねたところ、21.7%が「親が亡くなった後の過ごし方」に不安を感じていました。特に、18歳以上の「知的」「発達」では、5割以上が親なき後に不安を感じていました。
- 推進会議においては、障がい特性や障がいの重度化等を踏まえ、緊急時の受入体制の充実が 必要との意見がありました。

図表 2-17 介護者や支援者が不在の時の対応(18歳以上・未満共通、複数回答)

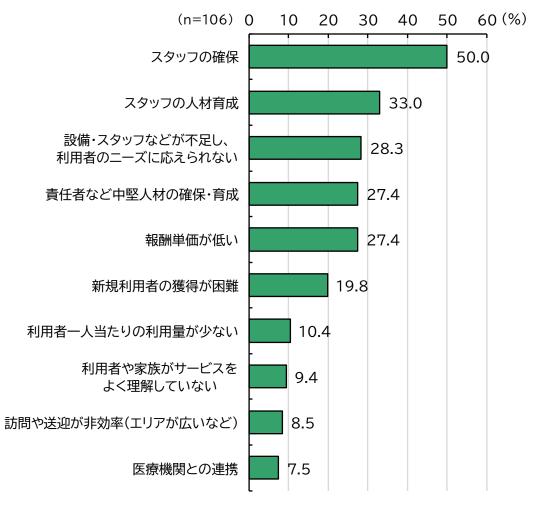


(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 1-3 福祉人材の確保・育成・定着を支援し、サービスの質を向上させることが 求められています

- 実態調査結果によると、障害福祉サービス等を提供する事業所が事業を運営する上での主な課題として、「スタッフの確保」が50.0%、「スタッフの人材育成」が33.0%、「設備・スタッフなどが不足し、利用者のニーズに応えられない」が28.3%、「責任者など中堅人材の確保・育成」が27.4%となっています。
- 一方、実態調査において、サービス利用者である障がい者やその家族がサービス提供事業者へ望むことを尋ねたところ、「満足できるサービスを提供できる体制の確保(支援員を増やしてほしいなど)」が 25.7%、「施設の支援員、ホームヘルパーの質」が 17.2%となっていました。
- 推進会議においては、福祉人材に必要な能力を高める研修の充実を求める意見がありました。 特に、世帯の抱える複合的な課題*に対して、包括的な支援ができるように、分野を超えて連 携できる研修等の充実の必要性が議論されていました。

図表 2-18 障害福祉サービス事業所が事業を運営する上での課題(事業所、3つまで複数回答)



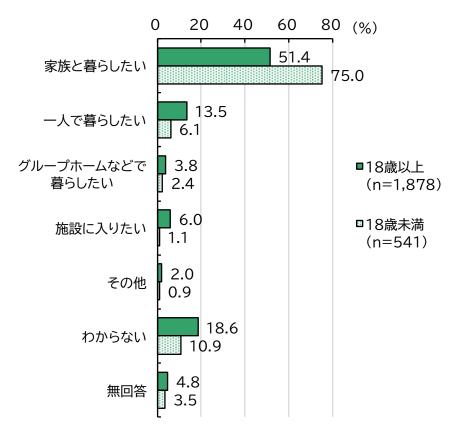
※回答割合が高かった上位 10 位を抽出しています。 (出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

2 本人が望む暮らしの支援の充実に向けた課題

課題 2-1 本人が望む暮らし方の実現を地域で支える仕組みづくりが求められています

- 実態調査結果によると、将来(5~10 年後)希望する暮らし方として、18歳未満では「家族と暮らしたい」が 75.0%と非常に高くなっています。18歳以上においても、「家族と暮らしたい」が 51.4%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が 13.5%となっています。また、「グループホーム*などで暮らしたい」が 3.8%と一定数を占めています。
- 18歳以上の方々の将来の暮らし方の希望を障がい種別にみたところ、「精神」や「発達」では「一人で暮らしたい」が比較的多く、「知的」では「グループホーム*などで暮らしたい」が比較的多くなっていました。
- 一人暮らしをする場合、入所施設や病院から地域生活への移行をするときに不安に思うこととして、「困った時の相談場所」「日常生活を支援するサービス」「隣近所や地域の人との人間関係」が上位を占めていました。

図表 2-19 将来の暮らし方(18歳以上・未満共通、単一回答)

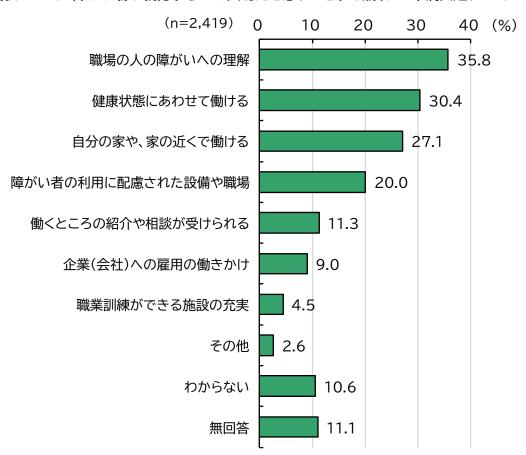


3 社会参加・社会活動の充実に向けた課題

課題 3-1 職場等における障がいへの理解を一層促進することが求められています

- 実態調査結果によると、障がい者が就労する上で大切だと思うこととして、「職場の人の障がいへの理解」が35.8%、「健康状態にあわせて働ける」が30.4%、「自分の家や、家の近くで働ける」が27.1%などとなっています。
- 推進会議においては、障がいによっては健康状態等に波があるため、雇用する側の理解が不可欠との意見がありました。

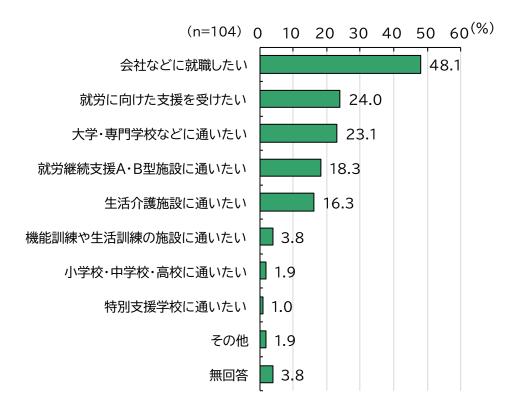
図表 2-20 障がい者が就労する上で大切だと思うこと(18歳以上・未満共通、2つまで複数回答)



課題 3-2 働くことを希望している人の就労と定着の支援が一層求められています

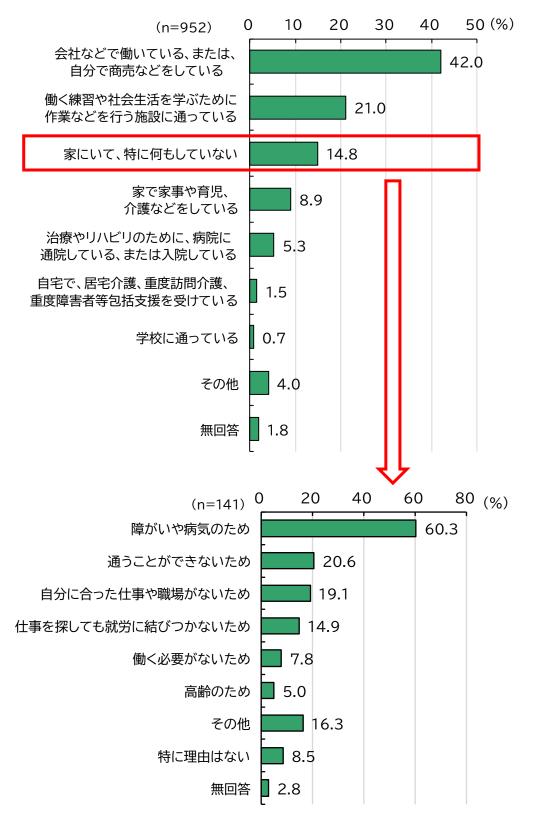
- 18歳未満を対象とした実態調査において、今後(5年後)の進路や生活設計をどのようにしたいかを尋ねたところ、15~17歳の年齢層では、「会社などに就職したい」が 48.1%、「就労に向けた支援を受けたい」が 24.0%などとなっています。
- 18歳以上を対象とした実態調査において、平日の日中にどのように過ごしているかを尋ねたところ、18~64歳の年齢層では、「会社などで働いている、または、自分で商売などをしている」が最も多く 42.0%、次いで「働く練習や社会生活を学ぶために作業などを行う施設に通っている」が 21.0%、「家にいて、特に何もしていない」が 14.8%などとなっています。
- 平日の日中に「家にいて、特に何もしていない」理由を尋ねたところ、18~64歳の年齢層においては、「障がいや病気のため」が 60.3%と最も多くなっていますが、「自分に合った仕事や職場がないため」が 19.1%、「仕事を探しても就労に結びつかないため」が 14.9%となっており、働くことを希望している人が一定数いることがわかります。

図表 2-21 今後の進路や生活設計の希望(18歳未満、3つまで複数回答)



※18 歳未満実態調査から、15~17 歳のみを抽出して集計しています。 (出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

図表 2-22 平日の日中の過ごし方(上図、18歳以上、単一回答)と「家にいて、特に何もしていない」理由(下図、18歳以上、複数回答)

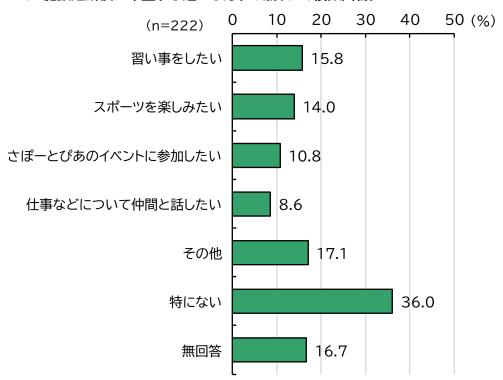


※18歳以上実態調査から、18~64歳のみを抽出して集計しています。 (出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 3-3 スポーツをはじめとした余暇活動等の機会・場の充実が求められています

- 実態調査結果によると、通所施設を利用した後に希望する過ごし方として、「特にない」を除くと、「習い事をしたい」が 15.8%、「スポーツを楽しみたい」が 14.0%、「さぽーとぴあのイベントに参加したい」が 10.8%などとなっています。
- また、実態調査において、さぽーとぴあで利用できるサービスのうち、どのようなサービスを利用したいかを尋ねたところ、18歳未満では「障がい者スポーツを体験したい」が 22.4%、「ダンスや料理講座等に参加したい」が 20.3%などとなっていました。

図表 2-23 施設通所後に希望する過ごし方(18歳以上、複数回答)

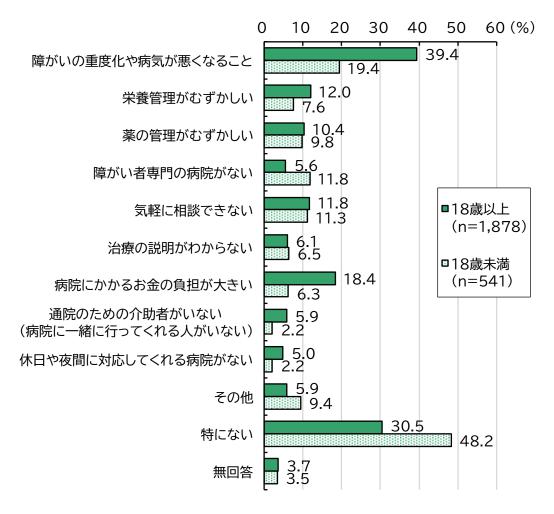


4 健康・医療体制の充実に向けた課題

課題 4-1 安心して相談・受診できる健康・医療体制の充実が求められています

- 実態調査結果によると、健康や医療に関する不安・困りごととして、「特にない」を除くと、「障がいの重度化や病気が悪くなること」が年齢を問わず最も多くなっています。18歳以上では、次いで「病院にかかるお金の負担が大きい」が 18.4%、「栄養管理がむずかしい」が 12.0%、「気軽に相談できない」が 11.8%でした。18歳未満では、「障がい者専門の病院がない」が 11.8%、「気軽に相談できない」が 11.3%、「薬の管理がむずかしい」が 9.8%と続いています。
- 推進会議においては、障がい者にとっては健康管理が難しいこともあり、悪化するまで自覚しにくく、さらに病状を表現することも難しいため、安心して健康について相談でき、医療機関を受診できるような体制づくりが重要であるとの意見がありました。

図表 2-24 健康や医療に関する不安・困りごと(18歳以上・未満共通、複数回答)

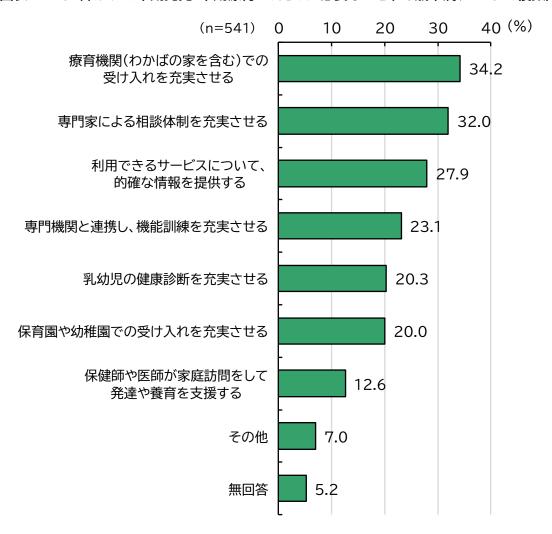


5 障がい児支援の充実に向けた課題

課題 5-1 早期発見・早期療育※に向けた療育※機関の充実が求められています

● 実態調査結果によると、障がいの早期発見・早期療育*のために必要なこととして、「療育*機関(わかばの家を含む)での受け入れを充実させる」が34.2%、「専門家による相談体制を充実させる」が32.0%などとなっています。

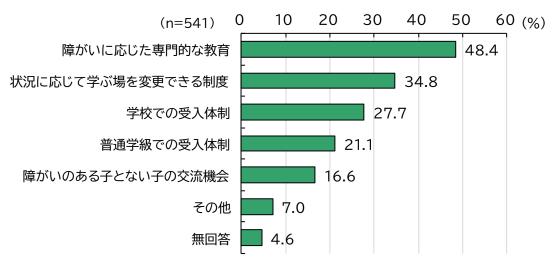
図表 2-25 障がいの早期発見・早期療育※のために必要なこと(18歳未満、2つまで複数回答)



課題 5-2 学齢期における教育支援体制の充実が求められています

● 実態調査結果によると、教育の場面で特に充実させてほしいこととして、「障がいに応じた専門的な教育」が 48.4%と最も高く、次いで「状況に応じて学ぶ場を変更できる制度」が 34.8%、「学校での受入体制」が 27.7%などとなっています。

図表 2-26 教育の場面で特に充実させてほしいこと(18歳未満、2つまで複数回答)

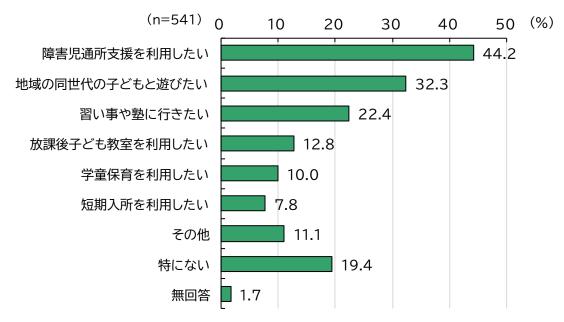


(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 5-3 障害児通所支援*等のサービスの一層の充実が求められています

● 実態調査結果によると、放課後や学校休業日などの過ごし方の希望として、「障害児通所支援*を利用したい」が 44.2%と最も高くなっています。

図表 2-27 放課後や学校休業日などの時間の使い方についての希望(18歳未満、複数回答)

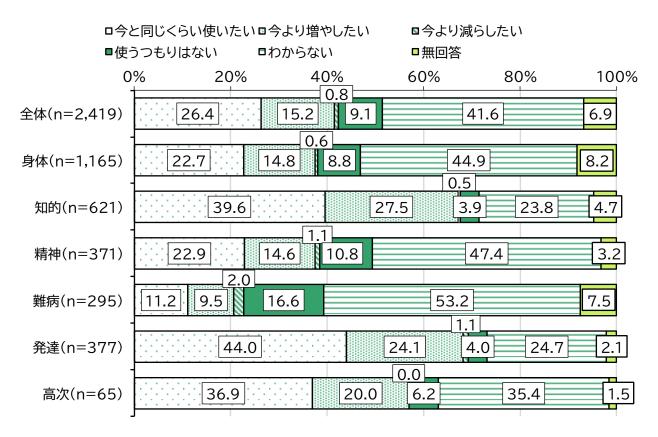


6 特性に応じた支援の充実に向けた課題

課題 6-1 多様なニーズに対し、特性に応じた支援の充実が求められています

- 実態調査結果によると、障がい種別の今後の障害福祉サービス等の利用意向については、「全体」で「今より増やしたい」とした割合が 15.2%となっています。障がい種別に「今より増やしたい」の割合をみると、「発達」で 24.1%、「高次」で 20.0%となっており、「全体」よりも高くなっています。
- 発達障がいについては、推進会議において、発達障がい児のケアに加えて、大人になってから診断名が明らかになった場合にも専門的な支援を受けられるよう、医療、教育、労働などの関係機関が連携し、切れ目のない支援の充実が必要との意見がありました。
- 高次脳機能障がい*については、要介護・要支援の認定を受けている割合が高いことから、推進会議において、介護保険事業所と連携した支援の充実が必要との意見がありました。

図表 2-28 今後のサービス利用意向(18歳以上・未満共通、単一回答)

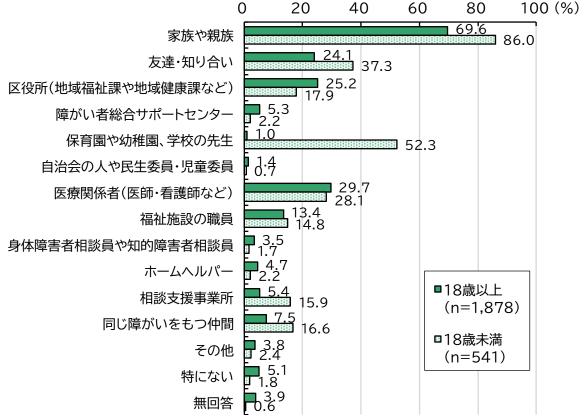


課題 7-1 多様な関係機関が連携し、相談支援体制を充実させていくことが求められています

- 実態調査結果によると、相談先や相談する人として、年齢を問わず「家族や親族」が最も多く なっています。その他、18歳以上では「医療関係者」が 29.7%、「区役所」が 25.2%、「福祉 施設の職員」が13.4%などとなっています。一方、18歳未満においては、「保育園や幼稚園、 学校の先生」が 52.3%、「医療関係者」が 28.1%となっているほか、「区役所」が 17.9%、 「同じ障がいをもつ仲間」が 16.6%、「相談支援事業所」が 15.9%などとなっています。この ように相談先は、行政機関、医療機関、教育・保育機関、相談支援事業所、福祉施設など、分野 を超えて多様化しており、相互の連携が求められています。
- 推進会議では、「家族や親族」が最も多いという結果について、親なき後等を見据えて、困っ た時に頼れる場の確保が重要との意見がありました。また、障がい者と要介護の親など、複 合的な課題*を抱えているケースへの対応も考慮し、多くの相談機関が共有できる「相談支援 シート」など、相談支援機関が連携していくために必要な具体的なツールの開発・検討が必要 との意見もありました。

0 20 40

図表 2-29 相談先や相談する人(18歳以上・未満共通、複数回答)



課題 7-2 障がいに応じたわかりやすい情報発信が求められています

- 実態調査において、情報を入手する上で困ることを尋ねたところ、「特に困っていない」を除くと、全体では、「どこから情報を得ればよいかわからない」が 38.1%で最も多く、次いで「情報の内容が難しい、わかりにくい」が 22.2%となっています。
- 障がい種別にみると、「精神」や「発達」においては、「どこから情報を得ればよいかわからない」が比較的多くなっています。また、「知的」や「発達」などにおいては、「情報の内容が難しい、わかりにくい」が多くなっています。

図表 2-30 情報を入手する上で困ること(18歳以上・未満共通、複数回答)

(単位:%)

	どこから情報を 得ればよいか わからない	情報の内容が 難しい、わかり にくい	テープ 、音声 コードなどによ	パソコンなどの 使い方がわか らないため、イ ンターネットが 利用できない
全体(n=2,419)	38.1	22.2	1.4	10.9
身体(n=1,165)	36.1	16.3	1.7	12.6
知的(n=621)	39.1	33.3	1.3	13.0
精神(n=371)	46.4	30.2	1.6	10.0
難病(n=295)	28.8	21.0	1.4	10.2
発達(n=377)	51.5	33.2	1.6	6.1
高次(n=65)	38.5	27.7	1.5	13.8

	パソコンなどを 持っていない ため、インター ネットが利用で きない	その他	特に困って いない	無回答
全体(n=2,419)	11.0	3.7	36.5	7.0
身体(n=1,165)	14.0	3.5	39.1	7.5
知的(n=621)	9.0	4.8	29.8	8.2
精神(n=371)	10.2	5.9	31.8	3.2
難病(n=295)	10.2	1.7	45.4	6.1
発達(n=377)	4.2	7.4	28.4	3.7
高次(n=65)	16.9	7.7	32.3	7.7

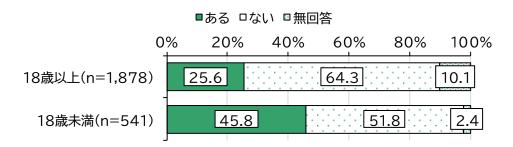
※障がい種別にみたときに「全体」の割合よりも5ポイント以上大きい場合に網掛けをしています。

8 障がい者理解の促進に向けた課題

課題 8-1 あらゆる世代の理解啓発やあらゆる分野における合理的配慮*が 一層求められています

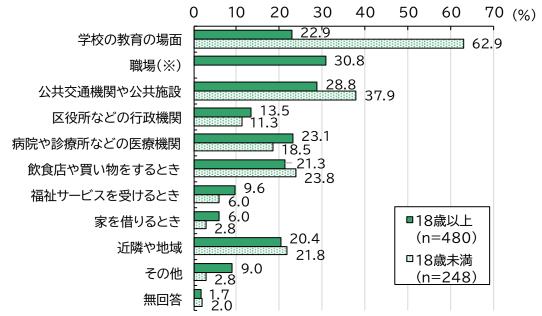
- 実態調査結果によると、差別を感じた経験がある人の割合は、18歳以上で 25.6%、18 歳 未満で 45.8%となっています。
- 実態調査において、差別を感じた場所や場面を尋ねたところ、18歳以上では「職場」が30.8%、「公共交通機関や公共施設」が28.8%、「病院や診療所などの医療機関」が23.1%などとなっています。また、18歳未満では、「学校の教育の場面」が62.9%、「公共交通機関や公共施設」が37.9%、「飲食店や買い物をするとき」が23.8%などとなっています。

図表 2-31 差別を感じた経験の有無(18歳以上・未満共通、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

図表 2-32 差別を感じた場面(18歳以上・未満共通、複数回答)

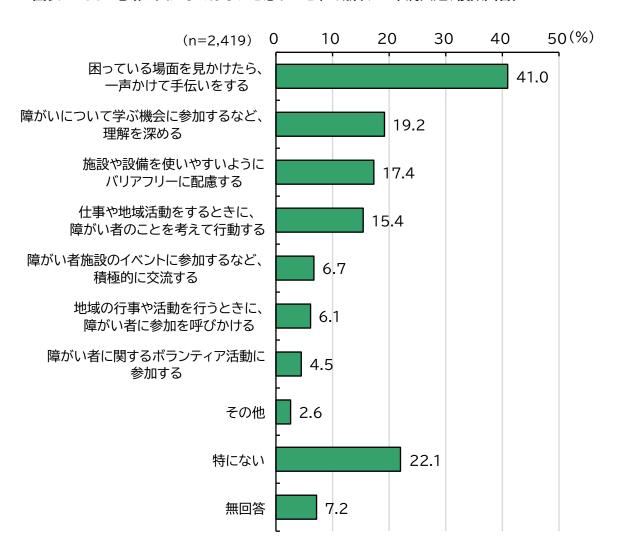


※18歳未満に「職場」の選択肢を設定していません。 (出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 8-2 区民や地域を対象とした障がい理解の一層の普及・啓発が求められています

● 実態調査において、どのようなことを地域の人にしてほしいと思うかを尋ねたところ、「困っている場面を見かけたら、一声かけて手伝いをする」が最も多く 41.0%、「障がいについて学ぶ機会に参加するなど、理解を深める」が 19.2%、「施設や設備を使いやすいようにバリアフリー*に配慮する」が 17.4%、「仕事や地域活動をするときに、障がい者のことを考えて行動する」が 15.4%となっています。

図表 2-33 地域の人にしてほしいと思うこと(18歳以上・未満共通、複数回答)



9 災害・防犯対策における課題

課題 9-1 防災・防犯対策のため、相互支援体制を充実させていくことが求められています

- 実態調査結果によると、災害時の「避難行動要支援者名簿^{*}」について、「名簿があることを知らなかった」と回答した割合は、18歳以上で73.3%、18歳未満で60.3%となっています。また、ヘルプカード(たすけてねカード)について、「知らない」とした割合は、18歳以上で54.5%、18歳未満で22.7%となっています。
- 推進会議においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、自宅避難に対する支援 のあり方や、自助・共助*の観点から災害や感染症への対策を学ぶ・知る機会を創出する必要 性が議論されました。
- また、新型コロナウイルス感染症への不安に乗じた詐欺などの犯罪が起きていることを受け、 推進会議においては、警察との連携による防犯対策の充実が必要との意見がありました。

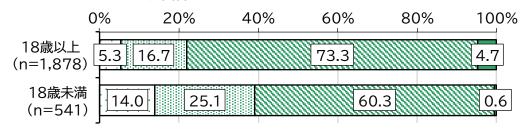
図表 2-34 災害時等の避難行動要支援者名簿※の認知度(18歳以上・未満共通、単一回答)

□名簿があることを知っていて、登録している

■名簿があることは知っている

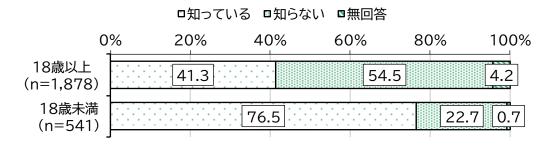
■名簿があることを知らなかった

■無回答



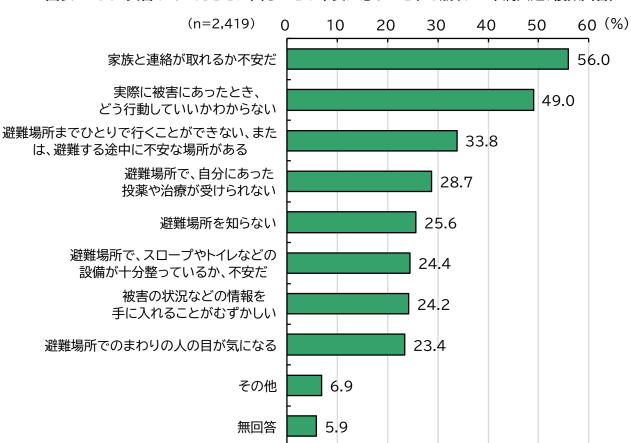
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

図表 2-35 「ヘルプカード(たすけてねカード)」の認知度(18 歳以上・未満共通、単一回答)



課題 9-2 障がい特性に応じた災害避難所の充実が求められています

- 実態調査において、災害があったときに困ることや不安に思うことを尋ねたところ、全体としては「家族と連絡が取れるか不安だ」が 56.0%、「実際に被害にあったとき、どう行動していいかわからない」が 49.0%、「避難場所までひとりで行くことができない、または、避難する途中に不安な場所がある」が 33.8%などとなっており、災害対策のための相互支援体制の充実が求められています。
- 障がい種別にみると、「避難場所で、自分にあった投薬や治療が受けられない」の回答割合が 多かったのは「精神」や「難病」、「避難場所を知らない」の回答割合が多かったのは「知的」と 「発達」、「避難場所での周りの人の目が気になる」の回答割合が多かったのは「知的」や「精神」 「発達」となっていました。
- 推進会議においては、障がい特性によっては避難所で大勢の避難者とともに過ごすことが困 難な場合があるため、障がい特性に応じた配慮が必要との意見がありました。



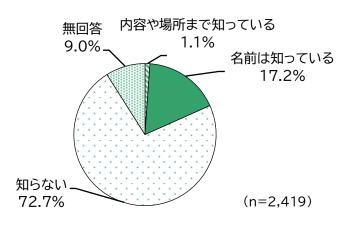
図表 2-36 災害があったときに困ることや不安に思うこと(18歳以上・未満共通、複数回答)

10 権利を守るまちづくりの推進に向けた課題

課題 10-1 障がい者の権利を守る取組が引き続き求められています

- 実態調査において、「障害者虐待防止センター*」の認知度を尋ねたところ、「知らない」と回答した割合は 72.7%となっています。
- 実態調査において、障害福祉サービス事業所に対して、これまで虐待に対応した経験がある かどうかを尋ねたところ、21.7%が「ある」と回答していました。

図表 2-37 障害者虐待防止センター*の認知度(18歳以上・未満共通、単一回答)

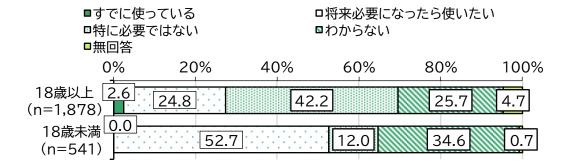


(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 10-2 障がい者の意思決定や財産管理を支援する取組が求められています

- 実態調査結果によると、成年後見制度^{**}を「将来必要になったら使いたい」と考えている割合が、18歳以上では24.8%、18歳未満では52.7%でした。
- 推進会議においては、障がい者の高齢化が進む中、成年後見制度*の利用促進が求められて おり、制度の定着に向けた啓発が必要であるとの意見がありました。

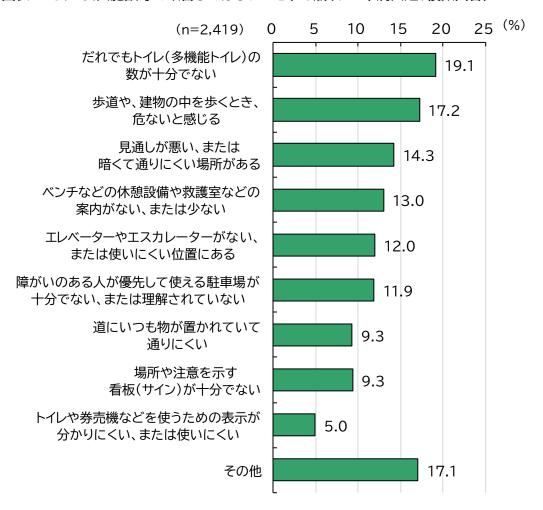
図表 2-38 成年後見制度※の利用意向(18歳以上・未満共通、単一回答)



課題 10-3 ユニバーサルデザイン*のまちづくりを進めることが引き続き求められています

● 実態調査において、公共の施設等について改善してほしいと感じるところを尋ねたところ、「だれでもトイレ(多機能トイレ)の数が十分でない」が最も多く 19.1%、次いで「歩道や、建物の中を歩くとき、危ないと感じる」が 17.2%、「見通しが悪い、または暗くて通りにくい場所がある」が 14.3%などとなっています。

図表 2-39 公共施設等で改善してほしいこと(18歳以上・未満共通、複数回答)



第3章 計画のめざす姿

1 基本理念

障がい者が 地域で自分らしく 安心して暮らせるまちをつくります

大田区基本構想では、将来像の実現に向けた「子育て・教育・保健・福祉」領域の基本目標として「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」、障がい分野に関する個別目標として「誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります」を掲げています。

また、地域福祉計画では、基本理念として「ともに支えあい 地域力*ではぐくむ 安心して暮らせるまち」を掲げています。これは、地域共生社会*の実現に向けて、大田区に暮らす人々が、地域社会の一員として、安心して、その人らしく、充実した生活が送れるように、また、区民、地域活動団体、社会福祉法人、区内事業者、区が協力し、地域力*を発揮して地域の生活や福祉の課題を解決することを目指したものです。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を、「**障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります**」とします。この理念は、障がい者が住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを生かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らせる包摂*型の社会を目指して設定したものです。

2 基本理念の実現に向けて

(1) 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に基づき施策を展開していきます。

基本目標1

自分らしく いきいきと 暮らせるまち

障がい者が、必要なサービスを利用しながら、自らの強みや個性を生かし、自らの意思で選 択・決定をし、自分らしく暮らせることを目標とします。

多様なニーズに応じたサービスの質・量の確保に取り組むとともに、就労や余暇活動、保健・ 医療、教育、保育等の各分野が連携した支援など、自分らしい暮らしの実現に向けた取組を推進 していきます。

<mark>基本目標2</mark> 認めあい つながり 暮らせるまち

誰もが、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、それぞれが役割をもち、支え合って認め合 いながら暮らせることを目標とします。

日常生活における様々な悩みや不安を気軽に相談できる体制づくり、地域のネットワークによ る連携した支援、障がいを理由とする差別の解消、地域との交流促進など、障がいのある人もな い人も地域の中でつながり、支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

基本目標3

安全・安心に暮らせるまち

障がい者が、人としての尊厳や権利が守られる中で、安全・安心に暮らせることを目標としま す。

災害時に備えた自助・共助・公助※の取組に加え、障がい者虐待の防止、防犯対策、成年後見制 度*等の利用支援、ユニバーサルデザイン*のまちづくりなど、安全・安心で快適な暮らしの実現 に向けた取組を推進していきます。

(2)取組の横断的な視点

計画の推進に当たっては、次の3つの視点に基づき取組を進めていきます。

視点1 複合課題*に取り組む包括的な支援

障がい者と要介護の親の世帯への支援など、ニーズが多様化・複雑化していることを踏まえると、各分野の枠を超えた包括的な支援が求められています。

一人ひとりの課題に応じたきめ細かい支援を実現するためには、支援を必要とする障がい者にとどまらず、その世帯が抱える複合的な課題*を的確に把握することが重要であることから、既存の相談支援機関の機能を最大限活用しつつ、様々な相談を受け止め、関係機関等につなぐことで、包括的な相談支援を実施していきます。

視点2 「地域力*」による支援と共生の地域づくり

区では従来より「地域力*」を積極的に活用し、障がい者が暮らし続けられる地域づくりを進めてきました。地域生活課題*が複雑化・多様化する中にあっては、地域の方々が地域の個々の課題に気づき、適切な支援につなげることが大切になります。そのため、地域福祉計画では「支えあい」、「気づき・見守り・つなぐ」、「地域づくり」、「社会貢献活動」の4つの観点から、支援と共生の地域づくりを進めることとしています。

障がい者施策の推進に当たっても、障がい者、家族、関係団体に加えて、大田区社会福祉協議会*を核として、地域住民、地域の様々な活動団体、自治会や町会、社会福祉法人や区内事業者など多様な主体と区との連携・協働による取組を進めていきます。

視点3 新たな取組の導入

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、我が国では「新しい生活様式」を日常生活に取り入れ実践していくことが求められています。

厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例では、身体的距離の確保やマスクの着用、こまめな 手洗い・消毒の実施、3密(密集、密接、密閉)の回避等の基本的な感染対策をはじめ、日常生活 の各場面別(買い物、食事等)の生活様式や、働き方の新しいスタイルが挙げられています。

今後は、地域共生社会*の考え方が広がりを見せることも予想され、区を取り巻く情勢を予測しながら新たな生活様式にも対応する、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想力と、状況分析力に基づく事業の再構築や開発を継続して行うことで、オンラインを活用した会議や手続き、情報共有等の新たな取組の導入を積極的に推進していきます。

以上のような基本理念と3つの基本目標、そして3つの視点を踏まえた本計画が目指す姿のイメージ図を、次のとおり作成しました。

「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に向けて

本計画の基本理念は、「**障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります**」です。 障がい者が、住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを生かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らせる包摂^{*}型の社会を目指して設定したものです。



新たな取組の導入

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、我が国では「新しい生活様式」を日常生活に取り入れ実践していくことが求められています。地域共生社会^{**}の考え方が広がりを見せることも予想され、区を取り巻く情勢を予測しながら新たな生活様式にも対応する、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想力と、状況分析力に基づく事業の再構築や開発を継続して行うことで、新たな取組の導入を積極的に推進していきます。



計画の推進体制

大学教授、弁護士等の学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体等の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議」において、計画の進捗状況の評 価及び検証を実施します。それを踏まえ、計画の改善・見直しの検討を行います。

また、計画の推進に当たって、様々な部局が連携し、分野横断的に取組を進めるとともに、事業者等と適切な役割分担を行い、地域のネットワーク機能を強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。

第4章 施策の展開

1 施策の体系

基本目標※	施策目標※	個別施策	掲載 ページ
		1-1-1 日中活動の場の整備	63
	1-1 障害福祉サービス等の充実	1-1-2 緊急時の受入体制の充実	64
		1-1-3 サービスの質の確保・向上	65
	1 2 差切せて貰い の中田	1-2-1 居住の場の確保・充実	66
基本目標1	1-2 希望する暮らしの実現	1-2-2 地域生活移行支援の充実	67
	12 社会会加 社会活動の充実	1-3-1 就労支援の充実	68
自分らしく いきいきと	1-3 社会参加・社会活動の充実 	1-3-2 余暇活動の充実	71
暮らせるまち	1-4 保健・医療の充実	1-4-1 保健・医療の充実	73
	1-5 障がい児支援の充実	1-5-1 教育の充実	74
	1-5 陴小い児文族の元夫 	1-5-2 保育の充実	75
	1-6 特性に応じた支援	1-6-1 発達障がい者支援の充実	77
		1-6-2 高次脳機能障がい者支援の充実	79
基本目標2	2.1 担款主控件制办方字	2-1-1 相談支援の充実	80
	2-1 相談支援体制の充実 	2-1-2 地域ネットワークの充実	81
認めあい つながり	2-2 障がいへの理解促進	2-2-1 障がいを理由とする差別の 解消の推進	82
暮らせるまち		2-2-2 地域との交流の充実	84
		3-1-1 災害時相互支援体制の整備	85
	3-1 災害・犯罪への対策	3-1-2 福祉避難所の体制整備	86
基本目標3		3-1-3 防犯対策の充実	88
安全・安心に 暮らせるまち		3-2-1 障がい者虐待防止等の推進	89
		3-2-2 成年後見制度等利用支援の充実	90
		3-2-3 ユニバーサルデザインの まちづくりの推進	91

[※]前計画から、社会状況の変化等を踏まえ、基本目標の文言を一部変更しています。また、効果的な進捗管理等を目的として 新たに施策目標を設定し、合わせて個別施策の並び順の整合性を図っています。

個別施策

主な取組

1-1-1 日中活動の場の整備 区立施設の機能見直し・強化、民間事業者による施設等整備の支援 1-1-2 緊急時の受入体制の充実 短期入所事業の充実 福祉人材の確保・育成・定着支援、指導検査等の実施、 1-1-3 サービスの質の確保・向上 福祉サービス第三者評価の受審促進、オンラインを活用した支援の検討 障がい者グループホームの整備支援、 1-2-1 居住の場の確保・充実 障がい者グループホーム連絡会の開催、居住支援協議会の開催 1-2-2 地域生活移行支援の充実 アウトリーチ支援事業の推進、退院後支援ガイドライン対応事業の推進 就労支援ネットワークの推進、生産活動支援施設連絡会の取組の充実、 1-3-1 就労支援の充実 会計年度任用職員((仮称)オフィス・サポーター)の雇用 1-3-2 余暇活動の充実 余暇活動の機会や場の提供、障がい者スポーツの推進 精神保健福祉地域支援推進会議の開催、難病対策地域協議会の開催、 1-4-1 保健・医療の充実 医療的ケア児・者支援関係機関会議の開催

1-5-2 保育の充実

1-5-1 教育の充実

1-6-1 発達障がい者支援の充実

1-6-2 高次脳機能障がい者支援の充実

2-1-1 相談支援の充実

2-2-1

2-1-2 地域ネットワークの充実

2-2-2 地域との交流の充実

解消の推進

3-1-1 災害時相互支援体制の整備

3-1-2 福祉避難所の体制整備

3-1-3 防犯対策の充実

3-2-1 障がい者虐待防止等の推進

3-2-2 成年後見制度等利用支援の充実

3-2-3 ユニバーサルデザインの まちづくりの推進 幼児教育の振興、就学・教育相談の充実、特別支援教育の充実

発達障がいの理解啓発の推進 高次脳機能障がい支援ネットワークの推進、

統合保育の充実、学童保育室での受入体制の充実

高次脳機能障がい支援ネットリークの推進、 高次脳機能障がいの理解啓発の推進

地域ネットワークの推進、自立支援協議会の開催

障がい者差別解消支援地域協議会の開催、 障がい者差別解消のための啓発活動の推進、合理的配慮の推進

相談支援体制の充実・強化、ピアサポーター・相談員等の活動推進

理解促進事業の実施、地域交流事業の実施

要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進、災害時の自助及び相互支援意識の普及啓発

福祉避難所の運営等検証

福祉施設等の安全体制の確保、特殊詐欺等防止のための啓発活動の推進

障がい者虐待防止のための啓発活動の推進、障がい者虐待への対応実施

権利擁護検討支援会議の開催、成年後見制度利用促進のため の協議会運営、老いじたくへの支援〜親あるうちの備え〜

地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進、 心のバリアフリーの促進

2 個別施策

個別施策ページでは、各個別施策の具体的な取組内容等を掲載しています。 個別施策ページの見方は、以下の通りです。

◆個別施策の名称 各個別施策の名称を 記載しています。

◆施策の方向性

第 2 章の施策の課題 を受けた個別施策の取 組の概要・方向性を記載 しています。

◆対象ライフステージ 各個別施策がどのライ フステージ(※)の方を対 象としているのかを示し ています。

◆区の主な取組

各個別施策における、 3 年間の具体的な取組 内容を記載しています。 新規の取組内容には、 新規と表示しています。

(1) 日中活動の場の整備

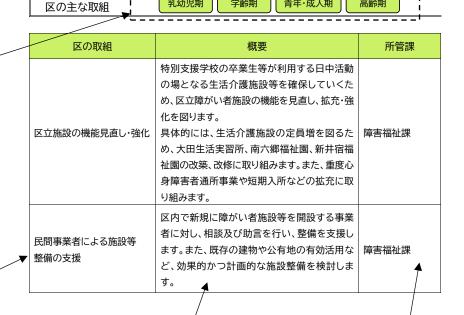
施策の方向性

障害福祉サービス等を必要とする方の増加や、ニーズの多様化に対応するため、障害福祉サ ービス等の量的な充実が必要です。また、医療的ケア*が必要な方や重度の障がいがある方も利 用できるよう、様々な障がい特性に配慮していくことが必要です。

そこで、日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、区立施設の機能の見直し・ 強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備を支援していきます。

学齢期

乳幼児期



◆概要

各取組の概要を掲載 しています。

◆所管課

各取組を中心となっ て推進していく所管課名 を掲載しています。

(※)ライフステージ:

人間の一生を、乳児期、幼児期、学齢期、青年期、成人期、高齢期等の身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活 段階のことです。本計画では、乳幼児期(主に 0~6 歳頃)、学齢期(主に 7~15 歳頃)、青年期・成人期(主に 16~64 歳頃)、高齢期(主に65歳以上)に区分しています。

基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らせるまち

施策目標1-1 障害福祉サービス等の充実

(1) 日中活動の場の整備

施策の方向性

障害福祉サービス等を必要とする方の増加や、ニーズの多様化に対応するため、障害福祉サービス等の量的な充実が必要です。また、医療的ケア*が必要な方や重度の障がいがある方も利用できるよう、様々な障がい特性に配慮していくことが必要です。

そこで、日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、区立施設の機能の見直し・ 強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備を支援していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
区立施設の機能見直し・強化	特別支援学校の卒業生等が利用する日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、区立障がい者施設の機能を見直し、拡充・強化を図ります。 具体的には、生活介護施設の定員増を図るため、大田生活実習所、南六郷福祉園、新井宿福祉園の改築、改修に取り組みます。また、重度心身障害者通所事業や短期入所などの拡充に取り組みます。	障害福祉課
民間事業者による施設等整備の支援	区内で新規に障がい者施設等を開設する事業者に対し、相談及び助言を行い、整備を支援します。また、既存の建物や公有地の有効活用など、効果的かつ計画的な施設整備を検討します。	障害福祉課

(2) 緊急時の受入体制の充実

施策の方向性

障がいの重度化や、本人や介護者の高齢化等を踏まえ、介護者が不在の際や緊急時にも、安 心して頼れる場所を確保していくことが必要です。

そこで、短期入所事業の充実に向けて、既存の社会資源を有効活用するなど様々な観点から検討を行っていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
短期入所事業の充実	緊急時にも、障がい特性に応じて日常生活を送ることができる場の確保ができるよう、区立通 所施設の改修・改築計画を進める中で検討します。	障害福祉課

(3) サービスの質の確保・向上

施策の方向性

本人や介護者の高齢化、障がいの重度化など、個別の状況への対応の必要性が高まる中、サービスの質の確保・向上を図るためには、福祉人材を確保するとともに、多様なニーズに対応できる人材を育成し、長く働ける環境を作っていくことが重要です。

そこで、人材確保・育成・定着に向けた支援を行うとともに、サービスの質を確保していくため の指導の充実や第三者評価の受審促進を行っていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
福祉人材の 確保・育成・定着支援	区内の障がい福祉従事者の実態把握に努め、人 材確保及び育成、定着の支援に取り組みます。 また、新たに「(仮称)大田区福祉人材センター」 の機能を設置し、大田区版地域共生社会*の実 現に向けた福祉人材の確保・育成・定着に取り 組んでいきます。	福祉管理課 障害福祉課 障がい者総合 サポートセンター
指導検査等の実施	事業者の指導検査を実施し、適正な事業運営の ための支援を行います。また、サービスの質の 確保及び利用者処遇の向上を図るための支援 を行います。	福祉管理課
福祉サービス第三者評価 [※] の 受審促進	福祉サービスについて第三者である評価機関がサービスの内容や経営などを評価することによって、事業者自らのサービス向上を促すため、福祉サービス第三者評価*の受審勧奨及び受審費用の補助を実施します。	障害福祉課
オンラインを活用した支援の 検討 新規	「新しい生活様式」や「3つの密を避ける取組」に 対応するため、オンラインを活用した会議や手 続き等、様々な観点から検討します。	障害福祉課

施策目標1-2 希望する暮らしの実現

(1) 居住の場の確保・充実

施策の方向性

家族と暮らし続けたいという方のほか、グループホーム*で暮らしたい方や一人暮らしをしたい方など、住まい方に対するニーズは多様化しています。加えて、入所施設や精神科病院からの地域移行等へのニーズに対応することも求められています。そのため、本人が望む暮らし方を地域で支える仕組みづくりが求められています。

そこで、グループホーム^{*}の開設・運営の支援等、地域での暮らしを支えるための支援体制の 充実を図っていきます。

区の主な取組

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
障がい者グループホーム [※] の 整備支援	居住の場となるグループホーム [※] を確保していくため、区内で新規に開設する事業者に対し、相談及び整備費の補助を実施します。	障害福祉課
障がい者グループホーム 連絡会の開催	障がい者の地域生活を支援するため、グループホーム [*] 間で連携して、課題等の共有や情報発信に関する検討を行います。	障がい者総合 サポートセンター
居住支援協議会の開催	住宅確保要配慮者*の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援に関する情報を関係者間で共有し支援策について協議することで、行政だけでは解決できない課題に地域の団体との協働により取り組み、居住支援施策の充実を図ります。	建築調整課

(2) 地域生活移行支援の充実

施策の方向性

入所施設や精神科病院からの地域生活へ移行を希望する方に対して、本人が望む地域生活を 実現できるよう適切に支援を行っていくことが必要です。また、介護者の高齢化等により、一人 暮らしをする精神障がい者が増加しており、地域での生活への支援が求められています。

そのために、前項の支援に加えて、アウトリーチ*支援等を実施することにより、本人が希望する暮らしを地域で支える仕組みづくりを進めます。また、課題が発生した場合や予防的対応を視野に入れ、地域生活課題*の早期発見や早期対応を目指していきます。

区の主な取組

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
アウトリーチ支援事業の推進	医療の継続が困難、未受診、治療中断の精神障がい者に対し、多職種のチームによる訪問型の援助を実施し、地域生活の維持及び適切な医療の継続を支援します。	健康づくり課地域健康課
退院後支援ガイドライン対応事業の推進	措置入院*等の非自発的入院中に病院へ訪問し、希望された方に対し、退院後の生活について支援計画を策定し、退院後は訪問や関係者との連絡調整等をしながら、スムーズに地域生活に移行できるように支援します。	健康づくり課 地域健康課

施策目標1-3 社会参加・社会活動の充実

(1) 就労支援の充実

施策の方向性

就労を希望している方が就労し、継続的に働くことができるよう、適切な支援が求められています。また、職場における障がいへの理解や合理的配慮*の一層の浸透が求められています。

そこで、労働・教育・福祉等の関係機関で構成する就労支援ネットワーク事業を実施するとと もに、障がい者施設等における共同受注等に取り組みます。

区の主な取組

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
就労支援ネットワークの推進	本人及び企業への就労促進や就労定着等の支援の充実を図るため、労働、教育、福祉等の関係機関で構成するネットワーク事業を実施します。	障がい者総合 サポートセンター
生産活動支援施設連絡会の取組の充実	施設利用者の工賃向上・社会参加を目指す共同 販売・共同受注・ネットワーク会議等の取組を、 おおむすびのロゴマークを掲げて推進します。	障害福祉課 志茂田福祉セン ター 上池台障害者福 祉会館 障がい者総合 サポートセンター
会計年度任用職員((仮称)オフィス・サポーター)の雇用新規	障がいの特性や個性に応じて能力を最大限発揮できるように、正規職員よりも短い勤務時間とするなど、多様な働き方を提供するとともに、支援員による専門的知見に基づくサポートを行います。	人事課

ミニ解説 障害者雇用促進法の改正について

障害者雇用促進法は、障がい者の雇用の安定を図るための企業等の取組を定めた法律です。法では、「障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること」を目的としています。具体的には、企業等の法定雇用率を定めたり、そのための事業主への給付制度を定めたりしています。

歴史的には1960年に制定された「身体障害者雇用促進法」が基になっていますが、2018年4月1日に施行された改正法において、障害者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業では2.2%となりました。さらにその後、2020年4月1日に改正がなされ、週20時間未満の短時間労働の障害者を雇用する企業に対する給付金制度や、優良事業主を認定する制度が新たに設けられました。

民間企業の法定雇用率については、2021 年3月までに、さらに 0.1%引き上げられ、法定雇用率が 2.3%となりました。

ミニ解説 大田区障がい者就労支援センターについて

大田区障がい者就労支援センターは、区の障がい者就労支援の中核として、ハローワーク、特別 支援学校、障がい者施設等の関係機関と連携して、取組を行っています。

一般企業への就労を希望する障がい者の相談や職業訓練の充実に取り組むとともに、安心して仕事を続けられるよう、職場訪問や就労後の相談など職場定着支援にも力を注いでいます。

事業内容

● 相談事業

障がい者の就労に関する総合相談や情報提供を行います。

- 就労促進支援事業
 - 一般企業へ就労を希望する障がい者に、就労準備支援、 職場実習等の支援を行います。
- 就労定着支援事業

企業で働く障がい者に職場定着支援、就労生活支援を行い、 必要に応じ、離職時支援、リセット事業を行います。

🌑 ネットワーク事業

大田区内外の関係機関との連絡調整を行い、ネットワークを活用して支援します。

【主なネットワーク会議】

- ○大田区障がい者就労促進担当者会議
- ○大田区就労移行支援事業所連絡会
- 〇 大田区職場体験実習実行委員会



コラム(1) 「おおむすび」の取組について

大田区内の障がい者施設等で構成する「大田区生産活動支援施設連絡会(以下、「おおむすび連絡会」という。)」では、障がい者施設で製造した食品や日用雑貨等の自主生産品を販売しています。

自主生産、共同販売の輪を広げ、障がい 者の多様な「働く」を支えるとともに、商品 を手に取ってもらうことで、さらなる人と人 との交流をはかっています。

● おおむすび連絡会

おおむすび連絡会とは、大田区内の障がい者施設等による自主生産品及び役務の提供について情報交換し、ネットワーク化して共同受注・共同販売の実施や促進を行っている共同体です。

定期的に会議を開催し、自主生産品の販路拡大や作業の受注窓口として受注作業の 分配を行っています。

● おおむすび

平成 28 年度、大田区障がい者施設等の 自主生産の品販売促進を図る観点から、多 摩美術大学学生とのコラボにより「おおむす び」というロゴマークを新たに創りました。

この「おおむすび」というロゴマークには、「(お)大田区」の「(お)お客様」に商品を「(お)お気に入り」にしていただき、末永くご愛顧いただきたいという想いを込めて、3つの「お」と縁起の良い水引の「結ぶ」をイメージして作成しています。

このロゴマークを活用して、人と人との 縁を結び、多くの方に愛され、気に入って いただける商品を提供しています。



● 自主生産品

各施設で様々な自主生産品を販売しています。自主生産品の販売収入から必要経費を引いた収益の全額が、利用者へ工賃として支払われます。

より多くの方から求められる商品を作ることで、利用者の工賃(給料)向上・社会参加を 促進しています。



写真:おおむすび商品ハンドブック

(2)余暇活動の充実

施策の方向性

自分らしく暮らしたいという希望に寄り添っていくためには、スポーツをはじめとした余暇活動の機会や場が重要です。

そこで、レクリエーションや仲間と語らうことのできる場の提供、障がい者スポーツの普及等 に取り組みます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
余暇活動の機会や場の提供	レクリエーションなどの充実した余暇活動の機 会や仲間と会い語らうことのできる場を提供し ます。	障がい者総合 サポートセンター
障がい者スポーツの推進	障がい者スポーツの普及や理解の促進に取り 組みます。また、障がい者がスポーツに親しむ 機会を提供するとともに、健康の保持と増進を 図ります。	スポーツ推進課

コラム② 障がい者スポーツについて

オリンピック・パラリンピックの開催地に 東京都が選定されたことを契機に、障がい 者スポーツが大きな注目を集めています。

スポーツには大きな力があり、参加するアスリート、スタッフ、家族、地域の方々など、様々な人が同じ時間の中で経験を分かち合うことで、楽しみ、夢や希望を与えてくれます。

● パラリンピック

パラリンピックとは、障がいのあるトップアスリートが出場できる世界最高峰の国際競技大会です。1960年にローマで開催された国際ストーク・マンデビル大会が、第1回パラリンピック競技大会と位置付けられています。1964年のオリンピック競技大会後に東京で開催された、国際ストーク・マンデビル大会で「パラリンピック」という名称が大会の愛称として名付けられました。

● デフリンピック

デフリンピックは、聴覚障がい者の総合スポーツ競技大会で、夏季、冬季の世界大会が4年に一度開催されます。

足下のライトの点滅でスタートを知らせたり、旗を振ったりするなど、各競技で視覚的に工夫する以外は、オリンピックと同じルールで運営されます。参加者は国際手話を使ってコミュニケーションを図ります。

● スペシャルオリンピックス

スペシャルオリンピックス(略称:SO)とは、 知的障がい者に様々なスポーツトレーニング とその成果の発表の場である競技会を、年 間を通じて提供している国際的なスポーツ 組織です。名称が複数形で表されているの は、日常トレーニングから世界大会まで、 様々な活動が行われていることを意味して います。

4年に一度、オリンピック競技種目に準じたスポーツプログラムで夏季、冬季の世界大会が開催されています。

● パラリンピック競技「ボッチャ」

ボッチャとは、赤と青のボールを6球ずつ 投げたり転がしたりして、白いジャックボー ル(目標球)にどれだけ近づけられるかを競 う球技で、パラリンピックの正式種目です。

日本はリオ2016パラリンピック競技大会で、団体戦・銀メダルを獲得しました。

障がいの有無にかかわらず、幅広い年代 の方が楽しめるユニバーサルスポーツとして も人気の高い競技です。



施策目標1-4 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

施策の方向性

地域で安心して暮らし続けるためには、気軽に相談・受診できるよう、健康・医療体制の充実を図ることが必要です。中でも、精神障がい者や難病患者、医療的ケア*を必要とする方等に対しては、福祉分野だけではなく、保健や医療分野と緊密に連携し、情報共有を図ることにより、適切な支援につなげていくことが重要です。

そこで、関係機関との連携を促進し、支援体制の充実を図ります。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
精神保健福祉地域支援推進会議の開催	長期入院患者の退院・地域生活への移行の推進 及び地域包括ケアの促進のため、医療・保健・福 祉の関係者で、精神障がい者が安心して自分ら しい生活を送れることを目指して地域の課題を 検討します。	健康づくり課 障がい者総合 サポートセンター 障害福祉課
難病対策地域協議会の開催	地域医療、保健、福祉などの関係者が連携して 難病患者を支える体制の構築に向けて課題を 協議します。	健康づくり課 地域健康課 福祉管理課
医療的ケア児・者支援関係機関会議の開催	医療的ケア*の必要な方の支援を充実させるため、関連分野の支援機関が連携し、情報交換、 連絡等を行います。	障害福祉課

施策目標1-5 障がい児支援の充実

(1) 教育の充実

施策の方向性

教育支援体制の充実に当たっては、子どもの成長段階に応じた適切な支援を切れ目なく行うとともに、保護者の不安感を踏まえて専門的な観点から相談・助言を行うことが必要です。

そこで、心理職の教育相談員やスクールカウンセラー*による相談体制の充実を図るとともに、 障がい児一人ひとりの状況に応じた教育が受けられるよう、学校・関係部局・医療機関との連携 を推進していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

区の取組	概要	所管課
幼児教育の振興	幼児の保護者からの相談に対応するとともに、 就学前機関の要請に基づき、学級運営上の相談 に対応します。	幼児教育センター
就学・教育相談の充実	心理職の教育相談員やスクールカウンセラー* 等による相談体制の充実を図ります。	学務課 指導課 教育センター
特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた教育が受けられるよう、特別支援学級・特別支援教室の設置や学校特別支援員等の配置など特別支援教育を充実するとともに、適切な支援が行えるよう、学校、関係部局、医療機関との連携をさらに推進します。	学務課 指導課 教育センター

(2)保育の充実

施策の方向性

子育て中の保護者は様々な悩みや不安を抱えており、適切な保育を受けられる体制づくりを 進めていくことが重要です。

心身に障がいのある子どもが安心して生活できる環境の中で、ほかの子どもとともに成長できるように、障がいの特性に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら保育を行っていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

区の取組	概要	所管課
統合保育の充実	子どもの望ましい発達を促すため、医師及び臨床心理士*による巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図ります。	保育サービス課
学童保育室での受入体制の充実	心理職職員による巡回相談や、児童館等の職員 に対する支援力向上研修を実施し、学童保育を 必要とする要支援児童の受入体制の充実を図 ります。	子育て支援課

ミニ解説 特別支援教育について

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことを「特別支援教育」といいます。

特別支援学校

目、耳、肢体に障がいのある子ども及び知的障がいの子どものために、幼稚部(盲・ろうのみ)、 小学部、中学部、高等部があり、障がいの状態や程度に応じた教育を実施しています。

区内在住の児童・生徒の就学先には、都立矢口特別支援学校・都立品川特別支援学校・都立田園 調布特別支援学校(知的障がい)、都立城南特別支援学校(肢体不自由)等があります。

特別支援学級

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級があり、下記のとおり区立小・中学校に設置されています。

🥌 固定学級

固定学級は、知的障がい学級として設置されています。

小学校・知的障がい固定学級	14 校	45 学級	295人
中学校・知的障がい固定学級	9校	24 学級	155人

※令和2年5月1日現在

● 通級指導学級

通級指導学級は、弱視、難聴、言語障がい学級として設置されています。

小学校·弱視通級指導学級	1校	1学級	10 人
小学校·難聴通級指導学級	2校	2学級	19 人
小学校・言語障がい通級指導学級	4校	8学級	117人
中学校·難聴通級指導学級	1校	1学級	8人

※令和2年5月1日現在

特別支援教室

「特別支援教室(サポートルーム)」は、これまで情緒障がい等通級指導学級として行ってきた指導を在籍校で受けられるようにしたものです。通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒で、通常の学習に概ね参加でき、一部、特別な指導が必要な場合、それぞれの課題や生活面・学習面での困難さを克服・改善するための指導を行います。区では、平成 28 年度から全ての区立小学校に設置しています。区立中学校は、令和3年度に全校で実施を予定しています。

小学校・特別支援教室(サポートルーム)	全 59 校	839人
中学校・特別支援教室(サポートルーム)	14 校	77人
中学校・情緒障がい等通級指導学級	2校	61人

※令和2年5月1日現在

施策目標1-6 特性に応じた支援

(1) 発達障がい者支援の充実

施策の方向性

発達障がいの認知度向上等を受け、区における発達障がい者の相談件数は増加傾向にあります。近年では、若年層のほか、大人になってから発達障がいと診断される方や、高齢期の発達障がいの方の課題も生じてきており、ライフステージを通じた支援の必要性が増しています。

こうした中、発達障がい者に対する支援体制を一層充実させ、切れ目のない支援体制を構築していくことが求められています。そのため、関係機関等と連携した支援体制の構築や区民等への理解啓発など、発達障がい者へ適切な支援が行き届くよう取り組んでいきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
乳幼児健康診査等の実施	乳幼児健康診査及び乳幼児発達健康診査を行い、状況に応じて追跡観察あるいは専門機関の紹介、わかばの家などの関係機関との連携強化により早期支援につなげます。	健康づくり課地域健康課
発達支援ネットワークの推進	発達障がい者に、切れ目のない支援を提供する ため、教育委員会など関係機関とのネットワー クを強化します。	障がい者総合 サポートセンター
発達障がいの 理解啓発の推進	発達障がいの理解啓発のため、こども発達支援 講演会等の開催や啓発用パンフレットの配布、 ホームページによる情報提供等を行います。	障がい者総合 サポートセンター

コラム③ 発達障がいについて

● 発達障がいとは

【法律による定義】

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

【診断の難しさ】

「発達障害」の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特性がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状がちがってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

● 発達障がいの特徴

【特性の現れ方が多様】

発達障がいの特性の現れ方は、個々の状況により様々で、年齢や置かれる環境、周囲の対応の仕方などによって大きく変わります。

【見えにくい障がい】

発達障がいは、その程度が重い場合や他の障がいを伴う場合には早期に気づくことがありますが、本人も周囲も気づくのが遅くなることがしばしばあります。周囲からなかなか理解されず、誤解を受けてしまうこともあります。

【二次的な障がいの恐れ】

周囲から理解されないことで自信を失い、 ストレスや生きづらさを感じて、不登校やひ きこもりにつながったり、気分障がい(うつ 等)などの二次障がいを引き起こしたりする ことがあります。

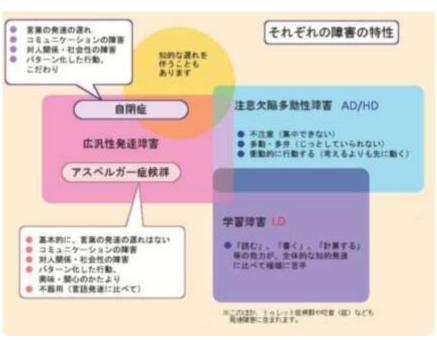


図:(出典)発達障害情報・支援センター

(2) 高次脳機能障がい*者支援の充実

施策の方向性

高次脳機能障がい^{**}者の多様なニーズに対し、切れ目のない支援を行っていくためには、医療、 保健、福祉、教育、労働等の分野の様々な機関の連携による長期間の関わりが必要です。

東京都の区市町村高次脳機能障害者支援促進事業と連携して、高次脳機能障害者支援員*を配置し、本人とその家族に対する相談支援を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携しながら、支援の充実に取り組んでいきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
高次脳機能障がい支援 ネットワークの推進	高次脳機能障がい ^{**} 者の多様なニーズに対し、 切れ目のない支援を行っていくため、様々な分 野の機関と連携したネットワーク事業を実施し ます。	志茂田福祉セン ター 障がい者総合 サポートセンター
高次脳機能障がい [※] の 理解啓発の推進	高次脳機能障がい [※] の理解啓発及び支援機関の周知のため、パンフレットの配布等を行います。	障がい者総合 サポートセンター

基本目標2 認めあい つながり 暮らせるまち

施策目標 2-1 相談支援体制の充実

(1) 相談支援の充実

施策の方向性

障がい者と要介護の親の世帯への支援など、複合的な課題*へ対応することが求められています。そのような状況において、障がい者やその家族等の相談先は、行政機関、医療機関のほか、教育・保育機関、相談支援事業所、福祉施設など、分野を超えて多様化しています。そのため、障がい者を中心にしながら、関係機関同士で相互に連携した包括的な相談支援体制を充実させていくことがますます重要となっています。

そこで、多機関の協働を進めるとともに、相談員への研修の実施、ピアサポーター*の養成及 び相談活動の推進を行っていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
相談支援体制の充実・強化	包括的な相談支援体制を充実させるため、相談 支援事業者や専門職等との連携を強化した取 組を行います。	地域福祉課 上池台障害者福 祉会館 障がい者総合 サポートセンター 地域健康課
ピアサポーター [※] ・相談員等 の活動推進	ピアサポーター [※] の養成と、身体・知的障害者相 談員 [※] 研修や相談員と区職員との懇談会を実施 します。	障がい者総合 サポートセンター

(2)地域ネットワークの充実

施策の方向性

地域における多様な二一ズに的確に対応し、様々な分野にわたる生活課題を解決していくためには、行政機関と地域の関係機関や関係団体などが一体となり、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

障がい者総合サポートセンターをネットワークの「核」として、地域活動支援センターや NPO 法人等の地域の活動団体との連携を視野に入れ、地域における支援体制の構築を進めていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
地域ネットワークの推進	地域において居場所づくりを実施している団体 や地域活動支援センター等、様々な特徴・強み を持つ実務者同士が相互につながり、多様なニ ーズに対応できるよう、実務者間のネットワー ク化をサポートします。	障害福祉課 障がい者総合 サポートセンター
障がい者の地域における自立した生活を支援するため、障がい者、事業所、地域の関係機関などが協働して地域の障がい福祉課題の具体的検討に取り組みます。		障がい者総合 サポートセンター

施策目標 2-2 障がいへの理解促進

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

施策の方向性

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の 実現に向けて、あらゆる分野において合理的配慮*が一層求められています。

地域の関係機関と連携しながら、必要な合理的配慮*の提供を推進し、区民への啓発活動等 に取り組んでいきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
障がい者差別解消支援地域 協議会の開催	障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて、地域の関係機関と連携し、必要な合理的配慮*の提供や区民等への啓発活動などに取り組みます。	障害福祉課
障がい者差別解消のための 啓発活動の推進	障害者差別解消法の普及啓発を図るため、啓発 用パンフレットの作成・配布、区ホームページに よる情報発信等を行います。	障害福祉課
合理的配慮 [※] の推進	障害者差別解消法に基づき区職員をはじめ事業者及び区民が適切に対応するため研修等を実施します。また、イベント等の開催に当たってもさらなる合理的配慮の提供を推進します。合理的配慮*の提供に当たって重要となる双方の建設的対話*について、相談・助言を行い、適切な合理的配慮*が行われるよう支援します。また、令和2年9月に制定した「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の啓発活動など、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を促進します。	障害福祉課 障がい者総合 サポートセンター

コラム④

障害者差別解消法と大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例について

「障害者差別解消法」は、障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定された法律で、平成28年4月1日から施行されています。国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めることにより、共生社会の実現をめざしています。

● 法律の概要

この法律では、行政機関と民間事業者に対し、「障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮*の提供」を求めています(民間事業者の合理的配慮*の提供は努力義務)。

また、障がい者も含めた国民一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないとされています。

● 合理的配慮 とは

本人や家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁(生活を送るうえでバリアとなる様々なもの)を取り除くために必要な配慮を行うことです。

合理的配慮*の提供にあたっては、お互いの建設的対話*により、具体的な場面ごとに適切な方法を考えていくことが大切になります。

● 法改正等の動向

障害者差別解消法は、施行3年経過後に見 直しをすることが定められており、現在、国 において見直しが進められています。

主な見直しの内容は、これまで「努力義務」 とされてきた民間事業者における合理的配 慮*を「義務化」することや、障害者差別に関 する相談支援体制の充実等となっています。

◆ 大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例

令和2年9月に「大田区手話言語及び障害 者の意思疎通に関する条例」を制定しました。

多くの方は、言葉(音声)や文字を使って意思疎通を行っています。一方で、障がいのある方の中には言葉や文字よりも手話や身ぶり、絵図、サインなどを使って意思表示をする方もいます。

区は、手話が言語であることの理解啓発及び手話の普及を図るとともに、障がいに応じた意思疎通手段の利用を促進することで、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指していきます。

※「I love you」の 手話を表現している はねぴょん



(2)地域との交流の充実

施策の方向性

障がい者が生活する身近な地域において、障がい理解の一層の普及・啓発が求められています。そこで、地域住民への理解啓発活動を進めるとともに、障がい者施設まつりや交流事業等、 障がいの有無に関わらず参加・交流できる機会の提供を進めます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
理解促進事業の実施	障がいのある人もない人もお互いに理解しながら、支え合っていく地域づくりのため、地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための啓発活動を進めます。	障害福祉課 障がい者総合 サポートセンター
地域交流事業の実施	障がい者施設まつりや、地域住民や近隣の関係 機関と協働した交流事業などを通して、障がい のある人もない人もお互いに交流できる機会 を提供します。	障害福祉課 志茂田福祉セン ター 上池台障害者福 祉会館 障がい者総合 サポートセンター

ミニ解説 しょうがい者巡回パネル展・しょうがい者文化展について

区では、障がい者福祉について区民への啓発と障がい者の社会活動への参加を促進するための 催しを行っています。

しょうがい者巡回パネル展

障がい者施設での活動内容を、写真 パネルによって紹介します。

しょうがい者文化展

障がい者が制作した作品を展示します。



写真:しょうがい者文化展の様子

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

施策目標 3-1 災害・犯罪への対策

(1) 災害時相互支援体制の整備

施策の方向性

災害が発生した場合を想定し、発災前の事前の備えを進めていくことが必要です。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、自宅避難への支援のあり方を検討していくことが必要です。

そこで、避難行動要支援者名簿*の更新・登録勧奨を進めるとともに、地域で協力して助け合う関係づくりに向けた防災訓練や講習会を実施します。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
要配慮者及び避難行動要支 援者支援の推進	災害時に自力で避難することが困難な方を対象に避難行動要支援者名簿*を作成し、本人の同意に基づいて避難支援等関係者に配付します。また、要配慮者支援の方法や支援組織の拡充などに取り組んでいきます。	防災危機管理課 福祉管理課 障害福祉課 地域福祉課
災害時の自助 [※] 及び相互支 援意識の普及啓発	様々な災害に備え、家庭内での備蓄やヘルプカードの活用など、自助*意識の一層の向上を図ります。 また、地域において協力して助け合える関係づくりに向けて、防災訓練や講習会などの機会を通じて、災害時の相互支援意識を啓発します。	防災危機管理課 福祉管理課 障害福祉課

(2)福祉避難所※の体制整備

施策の方向性

障がい特性に応じた避難場所の整備を進めるために、福祉避難所^{*}の開設や運営、備蓄品の整備、避難場所の運営マニュアルの作成・検証等を進めていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
福祉避難所 [※] の運営等検証	福祉避難所 [※] の開設及び運営に備えて、各施設等に衛生用品、防災備蓄消耗品等の備蓄品を配備するとともに、運営マニュアルの検証、訓練の実施等を推進します。	防災危機管理課 福祉管理課 障害福祉課 志茂田福祉セン ター 上池台障害者福 祉会館 障がい者総合 サポートセンター

ミニ解説 福祉避難所※について

福祉避難所*とは、災害発生時に、高齢者や障がい者、乳幼児等で、区立小・中学校などの避難所 (一次避難所)での避難生活を送ることが難しい方が一時的に避難生活を送るための避難所(二次避難所)です。

区では、区内 19 か所の障がい者施設と区内3か所の都立特別支援学校と、福祉避難所^{*}の協定を結んでいます。

さらに、一次避難所(風水害時においては「水害時緊急避難場所」)にも要配慮者スペースを設け、必要な支援を行うことができる体制としています。

コラム⑤ 災害対策について

平成 23 年3月に発生した東日本大震災 や、平成 28 年4月に発生した熊本地震は、 被災地に大規模な被害をもたらしました。

また、令和元年10月に発生した大型台風 に伴う多摩川の氾濫により、大田区内にお いても一部地域で浸水被害が発生しました。

今後、発生し得る様々な自然災害に備えて、より一層、災害対策の取組を進める必要があります。

区では、平成30年に「大田区地域防災計画」を部分修正し、区内で発生する可能性のある様々な災害に対して、関係機関が連携して対応する体制を整えています。

● 避難行動要支援者名簿※

障がいのある人に対してどのような支援 が必要か考えることは、極めて重要です。

区では、平成 25 年の災害対策基本法の 改正を受け、災害時に避難行動への支援が 必要な方を対象とした「避難行動要支援者 名簿*」を作成し、「大田区要配慮者及び避 難行動要支援者支援計画」を策定しました。

さらに区では、在宅人工呼吸器を使用している方について、特に災害時個別支援計画を策定する取組も進めています。

● ヘルプカード

災害時などにおける自助・共助*のための ツールとして、大田区自立支援協議会*と連 携して「ヘルプカード」を作成し、普及啓発を 進めています。

自身の情報を記入したヘルプカードを身につけておくことで、どんな障がいがあって、 どんなサポートが必要か、また、かかりつけ 医や服薬中の薬、発作への対応の仕方など がわかり、いざという時に役立ちます。



写真:ヘルプカード(たすけてねカード)

● マイ・タイムライン

「マイ・タイムライン」とは、台風などの進行型災害の時に、「いつ」「何をするか」あらかじめまとめておく個人の避難計画です。

自ら避難行動をとることが困難な要配慮者(高齢者や障がい者など)にとって、風水害に備えた日頃からの避難に対する準備や心構えは非常に重要です。



(3) 防犯対策の充実

施策の方向性

障がい者施設等に対し、防犯設備の設置や防犯マニュアルの作成等の取組を促進していきます。また、新型コロナウイルス感染症への不安に乗じた詐欺などの犯罪が生じていることを受け、特殊詐欺*等の傾向や具体的な手口及びその防止策などについて啓発活動を行い、被害に遭わないよう支援を進めていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
福祉施設等の安全体制の 確保	障がい者施設等における利用者の安全確保を 図るため、防犯に対する取組を促進します。	障害福祉課
特殊詐欺 [*] 等防止のための 啓発活動の推進	特殊詐欺**や消費者トラブル等の被害に遭わないように、警察と連携し、具体的な手口やその防止策などについて啓発活動を行います。	防災危機管理課 地域力推進課 障害福祉課

施策目標 3-2 権利を守るまちの実現

(1) 障がい者虐待防止等の推進

施策の方向性

障がい者への虐待は、人としての尊厳を傷つけるものであり、自立や社会参加のためにも虐 待を防止することはとても重要です。

障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決、養護者に対する理解啓発の促進などに向けて取り組んでいきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
障がい者虐待防止のための 啓発活動の推進	障がい者虐待の未然防止のため、障がい者虐待 防止パンフレットの配布等により、区民、事業 者、障がい者、家族等に向けて、啓発活動を行 います。	障害福祉課 地域福祉課 障がい者総合 サポートセンター
障がい者虐待への対応実施	障がい者虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護及び養護者に対する支援を行い、障がい者虐待の防止等に取り組みます。	障害福祉課 地域福祉課 障がい者総合 サポートセンター

(2) 成年後見制度※等利用支援の充実

施策の方向性

障がい者が、日常生活や社会生活等において本人の意思が適切に反映された生活を送ることができるよう、後見人等が個々の障がいの特性に配慮し、本人の自己決定の過程を伴走し、支援関係者と共にチーム支援が実現できるよう成年後見制度*等の利用促進を図る必要があります。そのため、成年後見制度*利用促進中核機関である、大田区社会福祉協議会*おおた成年後見センターと連携し、国が策定した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」等に留意しながら、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のサポートをする日常生活自立支援事業や成年後見制度*の周知や利用促進を図ります。さらに、地域での成年後見制度*等の正しい共通理解と協力体制を構築するための地域連携ネットワークづくりに取り組んでまいります。

区の主な取組	青年·成人期」 高齢期	
区の取組	概要	所管課
権利擁護 <mark>支援検討</mark> 会議の 開催	福祉・法律の専門職が、中立的な立場から多角的な視点に基づき、成年後見制度*利用の必要性や適切な支援の内容や支援方針を検討・確認します。 障がい者の場合、制度利用が長期にわたることが見込まれ、その時々の本人の状況や環境の変化等に応じた支援が必要です。成年後見人等が選任された後も必要に応じてモニタリング*を行い、本人主体の意思決定支援方針への助言など、後見人等を含むチーム支援を継続的に行っていきます。	福祉管理課障害福祉課
支援の必要な人へ適切な支援が行き届き、権利 成年後見制度*利用促進の ための協議会運営 新規 変援の必要な人へ適切な支援が行き届き、権利 擁護が図れるよう、地域連携ネットワークを構 築するため、専門職団体など地域の関係者が連 携し、地域課題の検討・整理・仕組みづくりに向 け、継続的に協議します。		福祉管理課障害福祉課
老いじたくへの支援 〜親あるうちの備え〜	社会福祉協議会*と連携して「老いじたく」に関する総合的窓口を開設し、相続、遺言、不動産などの具体的な相談に応じるための専門家による相談会を実施します。 障がい者の家族にもしものことがあった場合に備えて、家族が元気なうちに準備をすすめていけるよう、支援に取り組みます。	福祉管理課

(3) ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進

施策の方向性

全ての人にやさしく使いやすいユニバーサルデザイン^{*}の視点に基づくまちづくりを進めていくことが求められています。

区民一人ひとりがユニバーサルデザイン*の視点を持ったまちづくりに参加し、障がい者や高齢者、育児中の方や外国人等への理解を深め、誰もが自由に社会参加でき、お互いに支え合う地域共生社会*の実現を目指していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年·成人期

区の取組	概要	所管課
地域力 [*] を活かしたまちづく りパートナー活動の推進	ユニバーサルデザイン [※] のまちづくりを進める ために、関心のある区民に「おおたユニバーサ ルデザインのまちづくりパートナー(UD パート ナー)」として事前に登録していただき、道路・公 園・建物や窓口サービスなどの点検活動を行い ます。	福祉管理課 施設整備課 都市基盤管理課
小中学校における障がい理解をテーマとした総合的な学習の時間等で、地域活動団体と協働で白杖体験や車いす体験などの支援を行います。また、心のバリアフリーハンドブックの配布等による普及啓発を実施します。		福祉管理課

コラム⑥心のバリアフリー^{*}について

● 心のバリアフリー*とは

国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」によると、心のバリアフリー*とは、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である」と定められています。そのうえで、3つのポイントを挙げています。

- ① 障がい者への社会的障壁を取り除くの は社会の責務であるという「障がいの 社会モデル」を理解すること。
- ② 障がい者及びその家族への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮*の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者 とコミュニケーションを取る力を養い、 すべての人が抱える困難や痛みを想像 し共感する力を培うこと。

また、都の策定した「『心のバリアフリー』 の実践に向けたハンドブック」によると、心 のバリアフリー*とは、「すべての人が平等に 社会参加できる社会や環境について考え、 そのために必要な行動を続けること」とされ ています。

このように、「心のバリアフリー*」とは、障がいの有無に限定されるものではなく、自分とは異なる背景や特性を持つあらゆる他者とのコミュニケーションの基礎となる心の習慣や態度と言えるものです。

● 心のバリアフリー促進に向けて

区では、日常生活の中にある様々な不自由さや障がいに対する理解を深め、ユニバーサルデザイン*の考えによるまちづくりを進めるために、「知ることからはじまるユニバーサルデザインまちづくり~心のバリアフリーハンドブック~」を作成しています。



また、障害者差別解消法のさらなる周知・ 啓発を図るため、「あなたに身近な障害者差 別解消法パンフレット」を作成しています。

これらのハンドブック・パンフレット等を活用し、区立小学校の総合的な学習の時間における障がい者理解の学習や区民等を対象とした講座などにおいて、普及啓発を行っています。

第5章 障害福祉サービス等の推進

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

(1) 地域生活支援拠点等の機能の充実

これまで区では、障がい者の地域での暮らしを支える機能を充実させるため、障がい者総合サポートセンターを中心として、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等との連携を深め、面的な体制整備を進めてきました。

平成31年3月には、障がい者総合サポートセンターを増築し、短期入所、発達障がい児支援の機能を持った B 棟を開設し、機能の拡充を図り、多機能拠点として整備しました。

また、区立障がい者施設の機能強化や、既存の建物や公有地の活用により、医療的ケア*が必要な障がい者等を対象とした施設の整備を計画しました。

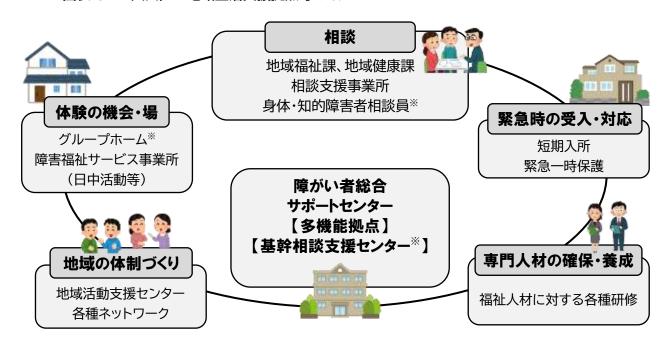
このような取組を進めてきた中、国の指針においては、地域生活支援拠点等の機能充実のために、 年1回以上の運用状況の検証を実施することが新たに求められました。

今後、区においては、地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図るとともに、各機能の運用状況を、本計画の PDCA サイクルに基づき、「大田区障がい者施策推進会議」で検証・評価を行っていきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-1-2 緊急時の受入体制の充実 (64 ページ)
- 2-1-1 相談支援の充実 (80ページ)
- 2-1-2 地域ネットワークの充実(81ページ)

図表 5-1 大田区の地域生活支援拠点等のイメージ



地域生活支援拠点等の機能

地域生活支援拠点等とは、障がい者や介護者の高齢化、障がいの重度化等が進む中、障がい者の地域における暮らしを支えるための機能(「1 相談」、「2 緊急時の受入・対応」、「3 体験の機会・場」、「4 専門的人材の確保・養成」、「5 地域の体制づくり」)を備えた体制のことをいいます。

地域生活支援拠点等の整備については、地域の実情を踏まえて各区市町村が行うこととされています。区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制整備型」、5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」の併用型として整備しました。

図表 5-2 大田区の地域生活支援拠点等の各機能の内容

機能	内容		
1 相談	 ● 障がい者総合サポートセンターにおける専門相談等の実施 (相談支援専門員の配置、臨床心理士*などによる専門相談の実施) ● 障がい者総合サポートセンターを中核した相談支援体制 (相談支援事業所連絡会の開催、身体・知的障害者相談員*等との連携) ● 障がい者就労支援センター(障がい者総合サポートセンター内)による就労に関する相談支援 		
2 緊急時の 受入・対応	 ● 短期入所 (つばさホーム前の浦において令和3年4月から短期入所を実施予定、区立障がい者施設の機能見直しによる整備計画、障がい者総合サポートセンターにおいて医療的ケア*の必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所を実施) ● 緊急一時保護 		
3 体験の 機会・場	 グループホーム* (体験型グループホーム*、つばさホーム前の浦において令和3年4月からグループホーム*を開設予定、都有地を活用して令和3年度中に重症心身障がい者*を対象としたグループホーム*を開設予定) 日中活動の場(区立障がい者施設の機能見直しによる整備計画) 		
4 専門的人材 の確保・養成	● (仮称)大田区福祉人材センターの新設 (専門的人材の確保・養成)		
5 地域の体制 づくり	 ● 自立支援協議会* ● 障がい者グループホーム連絡会 ● 医療的ケア児・者支援関係機関会議 ● 居住支援協議会 ● 精神保健福祉地域支援推進会議 ● 相談支援事業所連絡会 ● 障がい者就労促進担当者会議 ● 就労移行支援事業所連絡会 ● 職場体験実習実行委員会 ● 児童発達支援地域ネットワーク会議等 		

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

前計画においては、平成28年度末時点における施設入所者 505 人のうち、令和2年度末までに2 0人以上が地域生活に移行することと、令和2年度末時点の施設入所者数が平成28年度末時点の施設入所者 505 人を超えないことを目標として、地域移行に向けた支援を進めてきました。

地域生活に移行した人の数は、平成29年度に4人、平成30年度に5人、令和元年度に2人であり、令和元年度末までに合計11人となっており、今後も一層の工夫が求められていると言えます。また、施設入所者数については、令和元年度末時点で501人となっており、平成28年度末時点と比較して4人の減少となっています。

このような実績を踏まえた上で、本計画においては、地域での生活を希望する方の地域移行に向けて、取組を推進していきます。

具体的には、入所待機者の状況など区の実状を踏まえて、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに、20人が地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等を利用して地域生活に移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を493人とすることを目標とし、都の地域移行コーディネーター*と連携して、地域での生活を希望する方の地域移行に向けた支援を進めていきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-2-1 居住の場の確保・充実 (66ページ)
- 1-2-2 地域生活移行支援の充実(67ページ)
- 2-1-1 相談支援の充実(80ページ)

図表 5-3 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	令和 5 年度末目標	
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	令和2年4月1日から 20 人	
施設入所者数	493人	

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

前計画では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方の数として、令和2年度末に130人を目標としました。

区では、障がい者就労支援センターを中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等、関係機関と連携した就労支援に取り組んでいます。昭和51年度より、直営授産施設*で行っていた就労支援を背景として、平成2年度に障害者就労促進・定着事業として位置づけ、先駆的に一般就労への移行支援を推進してきたところです。

その結果、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方の数は、平成30年度は82人、令和元年度は130人となっています。また、令和元年度実績130人のうち4割程度は、区市町村障害者就労支援事業*によって一般就労に移行しています。

以上の実績や制度変更等を踏まえた上で、区においては、本人及び企業への就労促進や就労定着等の支援の充実を図るため、ネットワーク事業などを通じて、一般就労への移行を推進していきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-1-1 日中活動の場の整備 (63ページ)
- 1-3-1 就労支援の充実(68ページ)
- 2-2-1 障がいを理由とする差別の解消の推進(82ページ)

図表 5-4 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

項目		令和 5 年度末目標
福祉施設から一般就労への移行者数 ※1		165人
	就労移行支援事業から一般就労への移行者数	90人
	就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数	3人
	就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数	10人
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用割合		70%
就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所		70% (13 事業所のうち 9 事業所)

^{※1} 区市町村障害者就労支援事業※を含む目標値です。

(4) 障がい児支援体制の整備等

これまで区では、障がい児支援体制の整備に向けて、関係機関との連携強化、事業所の運営支援などの取組を進めてきました。

前計画においては、平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による、医療的ケア*児・者支援のための協議の場を設置すること、令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を新たに1か所以上確保することを目標として、取組を進めてきました。

その結果、「大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議」を平成30年9月から設置し、関係機関の連携、情報交換、連絡等を行っています。また、既存の施設を活用し、医療的ケア*が必要な障がい児等を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する施設の整備を計画しました。

以上の実績等を踏まえ、本計画においては、現在の整備計画を推進し、令和3年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を開設すること、令和5年度末までに、医療的ケア*児等に関するコーディネーターを配置することを目標とし、関係機関等と連携した切れ目のない支援の提供体制を構築していきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-4-1 保健・医療の充実 (73ページ)
- 1-5-1 教育の充実 (74ページ)
- 1-5-2 保育の充実 (75ページ)

(5) 発達障がい者支援事業の推進

区では、発達障がい者への支援のため、平成 26 年度から区独自の計画として「大田区発達障がい児・者支援計画」を策定し、児童発達支援地域ネットワーク会議等の活用による関係機関との連携強化を図るとともに、事業を推進してきました。

前計画においては、こども発達センターわかばの家に新たな分室を設置し、事業の強化を図りました。また、平成 31 年3月に、障がい者総合サポートセンターの増築により、学齢期の発達障がい児を対象に放課後等デイサービスなどの事業を開始しました。

このような実績を踏まえた上で、本計画においては、発達障がい者及びその家族等が、発達障がい の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、取り組んでいきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

● 1-6-1 発達障がい者支援の充実 (77ページ)

(6) 相談支援体制の充実・強化

国の指針においては、令和5年度末までに、地域の相談支援体制の強化を進めるための体制を確保 することが求められています。

区は、これまで、基幹相談支援センター**である障がい者総合サポートセンターを中核とした相談支援を行ってきました。

本計画では、障がい者総合サポートセンターが、今後より一層、基幹相談支援センター*として各事業者への専門的な助言・支援、連携強化などに取り組むことができるよう、地域の相談支援事業者等との適切な役割分担を行うとともに、身近な相談相手である民生・児童委員や身体・知的障害者相談員等と協力しながら、相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

また、区としては、重層的な相談支援体制の構築を進めていき、相談者及びその世帯の属性や世代にかかわらず、様々な相談を受け止め、関係機関等につなぐことで、包括的な相談支援を実施していきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-1-3 サービスの質の確保・向上(65ページ)
- 2-1-1 相談支援の充実(80ページ)
- 2-1-2 地域ネットワークの充実 (81ページ)

図表 5-5 区の3層構造による相談支援体制(参考)

<第3層> 地域における相談支援体制 整備や社会資源の開発など	o /	○ 専門的な相談の実施○ 地域の相談機関との連携強化○ 地域移行・地域定着の促進○ 権利擁護・虐待防止主な担い手:障がい者総合サポートセンター	
< 第2層> 一般的な相談支援	○ 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談)○ 社会資源を活用するための支援○ 社会生活力を高めるための支援○ 専門機関の紹介 等		
	主な担い手:地域福祉課、地域健康課、地域活動支援センター		
< 第1層 > 基本相談支援を基盤とした 計画相談支援		○ 基本相談支援○ サービス等利用計画作成など計画相談支援○ 継続サービス利用支援	
	3	主な担い手:指定特定相談支援事業所	

図表 5-6 相談支援体制の充実・強化に関する目標

項目	令和 5 年度末目標
総合的・専門的な相談支援の実施	有
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築

前計画においては、長期入院患者の退院・地域生活への移行の推進及び地域包括ケアの促進に向けて、令和元年 11 月に、医療・保健・福祉の関係機関による協議の場として「精神保健福祉地域支援推進会議」を設置しました。

本計画においては、「精神保健福祉地域支援推進会議」を引き続き開催し、地域課題の検討及び支援事業等の評価を実施することで、精神障がい者が地域で安心して自分らしい生活を送れることを目指します。

図表 5-7 精神障がい者の地域移行等に関するサービス

項目	令和 5 年度末目標
精神障害者の地域移行支援	7人
精神障害者の地域定着支援	9人
精神障害者の共同生活援助	161人
精神障害者の自立生活援助	11人

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-2-2 地域生活移行支援の充実(67ページ)
- 1-4-1 保健・医療の充実 (73ページ)

(8) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要と する障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

国の指針においては、障害福祉サービス等に係る研修への区職員の参加や、障害福祉サービス事業 所の請求の過誤を無くすための取組が求められています。

そのため、引き続き、都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に区職員が参加するととも に、事業所に対して請求方法等の情報提供を行うことで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

図表 5-8 障害福祉サービス等の質の向上に向けた目標

項目	令和 5 年度末目標
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への参加人数	20人

成果目標を達成していくための主な個別施策

1-1-3 サービスの質の確保・向上 (65ページ)

2 サービス見込量と確保のための方策

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて、令和3年度から令和5年度の各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量(活動指標)を定め、その確保に努めていきます。 見込量の推計に当たっては、平成30年度以降の月次実績に基づいています。 なお、令和2年度の実績値は、令和2年4月から6月までの実績を基に算出しています。⁴ また、単位が1年当たりのサービスについては、令和2年度の実績は記載していません。

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯などの 家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がい や精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要 な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時におけ る移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要 な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を 行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常 に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時にお ける移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

⁴ 令和 2 年度の数値が、過去実績の推移と比較して大きく変動しているサービスがあります。これには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年4月に緊急事態宣言が発出されたこと等の影響により、サービスの利用が一時的に減少したことが一因と考えられます。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
<i>,</i> = <i>,</i> 1	八田田日子和川外
居宅介護	128 か所
重度訪問介護	115 か所
同行援護	36 か所
行動援護	11 か所
重度障害者等包括支援	0 か所

(令和2年4月1日現在)

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
リーレス	· 1	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	時間/月	13,450	13,902	14,388	14,412	14,549	14,685
古七月	人/月	608	620	606	633	639	645
重度訪問介護	時間/月	15,836	16,256	15,184	15,990	15,990	15,990
里区初门门设	人/月	40	38	37	39	39	39
同行援護	時間/月	5,343	5,675	3,811	5,761	5,761	5,761
凹1]]及設	人/月	165	180	153	180	180	180
行動援護	時間/月	141	162	105	165	231	297
1」到1友茂	人/月	3	7	4	5	7	9
重度障害者等	時間/月	0	0	0	730	730	730
包括支援	人/月	0	0	0	1	1	1

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、 人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価*の受審促進等に取り組んでいきます。 重度訪問介護については、平成30年4月から、最重度の障がい者に対し、入院中の医療機関 においても支援を行うことができるとする訪問先の拡大がされており、引き続き、サービスの利 用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。

(2)日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわた り、生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室その他の設備 を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるた めの支援や日常生活上の相談支援を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間にわたり、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援(A 型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援(B 型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供やその他 の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要 な訓練などを行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連 絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療的ケア*が必要で常に介護が必要な人に、主として昼間において、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。
短期入所	自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設での受け入れを行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
生活介護	12 か所
自立訓練(機能訓練)	2 か所
自立訓練(生活訓練)	1 か所
宿泊型自立訓練	1 か所
就労移行支援	14 か所
就労継続支援(A型)	3 か所
就労継続支援(B型)	28 か所
就労定着支援	12 か所
療養介護	0 か所
短期入所	8 か所

(令和2年4月1日現在)

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
リーレス	10	30年度	元年度	2 年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	日/月	19,453	19,593	19,184	19,783	20,074	20,190
土冶月設	人/月	999	1,012	1,014	1,019	1,034	1,040
自立訓練	日/月	510	399	184	417	417	417
(機能訓練)	人/月	57	49	32	49	49	49
自立訓練	日/月	560	409	522	437	437	437
(生活訓練)	人/月	47	31	34	35	35	35
宿泊型	日/月	487	428	484	455	455	455
自立訓練	人/月	17	15	17	16	16	16
就労移行支援	日/月	3,604	4,168	4,559	4,849	4,943	5,037
机力物11义族	人/月	235	262	272	310	316	322
就労継続支援	日/月	1,973	1,947	1,935	1,945	1,945	1,945
(A 型)	人/月	109	104	101	104	104	104
就労継続支援	日/月	15,762	14,740	15,192	16,667	17,012	17,357
(B型)	人/月	976	998	986	1,037	1,059	1,080
就労定着支援	人/月	27	89	119	165	173	181
療養介護	人/月	69	70	70	72	74	75
短期入所	日/月	1,071	953	717	1,078	1,131	1,188
(福祉型)	人/月	141	137	78	151	158	166
短期入所	日/月	101	146	116	178	187	196
(医療型)	人/月	17	31	24	34	36	38
短期入所	日/月	223	401	448	463	485	510
(福祉型 (強化))	人/月	23	36	27	40	42	44

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、 人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価*の受審促進等に取り組んでいきます。 また、必要なサービスが提供できるよう、区立障がい者施設の機能見直し・強化、民間事業者 の参入支援等を行っていきます。

生活介護については、区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していきます。

平成30年4月に創設された就労定着支援については、サービスの利用状況等を注視しながら、制度の周知等に努めていきます。

(3) 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム [※])	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せ つ、食事などの介護を行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
自立生活援助	4 か所
共同生活援助	88 か所
施設入所支援	2 か所

(令和2年4月1日現在)

■サービス見込量

サービス名			実績			見込量	
リーレス	白	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	人/月	1	7	8	10	11	12
共同生活援助	人/月	455	508	528	554	583	598
施設入所支援	人/月	506	501	499	499	496	493

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、 人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価*の受審促進等に取り組んでいきます。 また、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する方などの居住の場を確保する ため、区内で新規にグループホーム*を開設する事業者に対し、相談及び整備費の補助等を行っ ていきます。

平成30年4月に創設された自立生活援助については、サービスの利用状況等を注視しながら、障がい者グループホーム連絡会等ネットワークを活用し、制度の周知等に努めていきます。

(4) 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	サービス利用に当たり、サービス等利用計画 [*] を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング [*] 等を行います。
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。 ※ 家族と同居の場合でも、障がい、疾病等で同居家族による緊急時の支援が見込めない場合は、支援の対象となります。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
計画相談支援	41 か所
地域移行支援	7 か所
地域定着支援	6 か所

(令和2年4月1日現在)

■サービス見込量

二							
サービス名		実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人/月	500	612	663	729	802	882
地域移行支援	人/月	10	5	2	5	8	11
地域定着支援	人/月	14	12	9	8	9	10

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、 人材の育成・定着に向けた支援等に取り組んでいきます。

基幹相談支援センター*である障がい者総合サポートセンターを中核として、事業所間のネットワーク強化等を図り、意思決定の支援も含めて、必要なサービスの利用を支えることができる体制づくりに取り組んでいきます。

また、支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、サービス等利用計画*の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。

(5)児童福祉サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団 生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児童 発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進な どの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、ほかの児童との集団生活への適応のため の専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援 [*] を利用するために外出することが著しく困難 な障がい児の居宅を訪問し、発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援 [*] の利用に当たって、障害児支援利用計画 [*] を 作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング [*] を行う などの支援を行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数		
児童発達支援(※)	16 か所		
医療型児童発達支援	1 か所		
放課後等デイサービス	37 か所		
保育所等訪問支援	1 か所		
居宅訪問型児童発達支援	1 か所		
障害児相談支援	16 か所		

※ 児童発達支援センターを含みます。

(令和2年4月1日現在)

*

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	日/月	3,505	3,957	3,410	4,339	4,857	5,436
汽里光连又扳 	人/月	500	586	516	629	704	788
医療型	日/月	259	193	61	196	196	196
児童発達支援	人/月	29	22	13	22	22	22
放課後等	日/月	8,920	9,392	8,953	10,233	10,768	11,303
デイサービス	人/月	1,039	1,101	1,003	1,195	1,258	1,320
保育所等	日/月	15	23	15	16	18	21
訪問支援	人/月	6	8	3	7	8	9
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	0	0	0	8	12	16
	人/月	0	0	0	2	3	4
障害児相談支援	人/月	75	82	95	82	86	90

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、 人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価*の受審促進等に取り組んでいきます。 また、支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、障害児支援利用計画*の必要性に ついて周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。

平成30年 4 月に創設された居宅訪問型児童発達支援及び同年月に訪問先が拡大された保育所等訪問支援については、サービスの利用状況等を注視しながら、制度の周知等に努めていきます。

(6) 地域生活支援事業

1 必須事業

■サービスの内容

サービス名	内容	所管課
理解促進研修・ 啓発事業	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための聴 覚障がい者理解啓発講座、しょうがい者巡回パネル展等の研 修・啓発事業を行います。	障害福祉課 障がい者総合 サポートセンター
自発的活動 支援事業	障がい者等が自発的に行う活動に対する支援を行います。 障がい別相談会として各団体の相互理解や研修の支援、障が い者及び家族の相談・交流の機会の提供等を行います。	障がい者総合 サポートセンター
相談支援事業	【障害者相談支援事業】 障がい者等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供、 障害福祉サービスの利用支援等を行います。 障がい者総合サポートセンター、4か所の地域福祉課、4か 所の地域健康課、6か所の地域活動支援センターで行います。 【基幹相談支援センター等機能強化事業】 基幹相談支援センター*である障がい者総合サポートセンターにおいて、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行います。	障害福祉課 地域福祉課 障がい者総合 サポートセンター 地域健康課
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度*の利用に要する費用のうち、後見報酬の助成 等を行います。	福祉管理課
成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度*における後見等の業務を適正に行うことができるよう、法人後見の活動支援を行います。	福祉管理課
意思疎通支援 事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記*者の派遣等を行います。また、障がい者総合サポートセンター(年末年始を除き毎日)と、障害福祉課(週1回)の窓口に手話通訳者を配置します。	障がい者総合 サポートセンター
日常生活用具 給付等事業	日常生活を容易にするための用具を給付します。	障害福祉課 地域福祉課
手話奉仕員養成 研修事業	手話講習会(初級・中級・上級の 3 コースと通訳養成課程)を行います。	障がい者総合 サポートセンター
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加の ための外出の際の移動を支援します。	障害福祉課 地域福祉課
地域活動支援 センター機能 強化事業	社会との交流の促進等のため、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実・強化します。	障害福祉課

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量			
	リーレ人名		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	解促進研修・ 発事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	発的活動 爰事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相詞	炎支援事業							
	障害者相談支援	箇所数	15	15	15	15	15	15
	事業	件/月	7,537	8,554	9,393	8,722	9,594	10,553
	基幹相談支援 センター	設置の 有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	F後見制度利用 爰事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	F後見制度法人 見支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思	思疎通支援事業※	1						
	手話通訳者 派遣事業	件/月	238	202	125	220	242	266
	要約筆記者 派遣事業	件/月	6	7	1	7	8	9
	手話通訳者 設置事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日常	常生活用具給付等	事業						
	介護·訓練支援 用具	件/年	32	62	-	62	62	62
	自立生活支援 用具	件/年	104	109	_	109	109	109
	在宅療養等支援 用具	件/年	102	105	1	105	105	105
	情報·意思疎通 支援用具	件/年	171	172	-	176	176	176
	排泄管理支援 用具	件/年	10,026	12,496	-	12,496	12,496	12,496
	その他	件/年	11	8	-	10	10	10

サービス名		実績			見込量		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手話奉仕員養成 研修事業 ※2	人/年	53	43	1	47	47	47
移動支援事業	時間/月	12,173	13,400	8,933	14,069	14,744	15,451
物到义族 争未	人/月	688	721	482	757	793	831
地域活動支援セン	箇所数	10	10	9	9	9	9
ター機能強化事業	人/月	214	213	137	213	213	213

^{※1「}東京手話通訳等派遣センター」への委託分も含まれています。

■サービス見込量の確保に向けて

障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等に応じて、 適切に事業を行っていきます。

^{※2「}手話講習会(上級)」の修了者数です。

2 任意事業

■サービスの内容

サービス名	内容	所管課
訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な障がい者の自宅 を訪問して入浴サービスを提供します。	障害福祉課 地域福祉課
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息のため、障がい者の 日中における活動の場を提供します。	障害福祉課
レクリエーション 活動等支援	障がい者の体力増強、交流、スポーツに触れる機会の 提供等のため、各種レクリエーション教室などを開催し ます。若草・コスモス青年学級、障がい者スポーツ体験 会を行います。	障がい者総合 サポートセンター
芸術文化活動振興	障がい者の芸術文化活動を振興するため、しょうがい 者文化展等の芸術文化活動の機会を提供します。	障害福祉課
自動車運転免許 取得·改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費 用の一部を助成します。	障害福祉課 地域福祉課

■サービス見込量

	サービス名			実績			見込量		
				元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
≘±B	日1次十 ビフ	回/年	2,205	2,246	-	2,275	2,275	2,275	
可可	引入浴サービス	人/年	80	62	-	72	72	72	
	5 味士!!!!	日/年	1,045	1,002	-	980	980	980	
🗆 ५	中一時支援	人/年	48	47	-	47	47	47	
	リエーション 対等支援	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
1 三 研 4 化 生 助 振 明		実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
自動車運転免許取得·改造助成									
	自動車運転免許 取得費助成事業	人/年	8	2	-	4	4	4	
	自動車改造費 助成事業	人/年	11	10	-	10	10	10	

■サービス見込量の確保に向けて

障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等に応じて、 適切に事業を行っていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携・協働の推進

本計画は、福祉だけではなく、保健、医療、教育、防災等、広い分野にわたっているため、福祉部にとどまらず、様々な部局が連携しながら、区全体で分野横断的に施策を推進していきます。

また、サービスの実施主体の多くは民間事業者であり、計画の実現に向けて大きな役割を担っています。そのため、民間事業者や関係団体等と適切な役割分担を行い、地域のネットワーク機能をこれまで以上に強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。

(2) 社会資源の適切かつ効果的な活用

区の財政状況は、少子高齢化の進行や社会保障関連費の増加等により厳しい状況にあります。 さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区政を取り巻く状況は一変し、区内の 経済活動にも多大な影響が及んでいます。

また、福祉サービスを担う人材の不足は、他の産業分野と同様に深刻であり、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。

こうした状況を踏まえ、限られた財源や人材等の社会資源を適切かつ効果的に活用し、施策を推進していきます。

2 計画の進行管理

区では、平成28年度から「大田区障がい者施策推進会議」を設置しています。この会議は、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画の策定に係る検討及び計画の進捗状況等を評価・検証する場として位置づけられています。そのため、前計画期間においても、毎年度評価を行い、事業の進捗を検証するとともに、改善策や見直しの検討を実施してきました。

本計画の推進に当たっても、障がい者施策の確実かつ適切な実施を図るため、「大田区障がい者施策推進会議」において、計画の実施状況を毎年度検証・評価し、PDCA サイクルを回していきます。

また、「大田区障がい者施策推進会議」に加えて、関連する部局の管理職で構成する「庁内検討委員会」等においても、様々な観点から進捗状況を評価・検証していきます。

図表 6-1 PDCA に基づく進行管理のイメージ

計画(Plan)

基本理念の実現に向け、推進していく施策、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めます。



実行(Do)

計画内容を踏まえ、施策を実施します。



改善(Action)

評価結果等を踏まえ、必要に応じて、施策の見直し等を行います。



評価(Check)

定期的に計画の進捗状況を把握 し、「大田区障がい者施策推進会 議」の意見等を踏まえ、検証・評価 を行います。

3 計画のモニタリング※

計画の進捗状況を把握し、「大田区障がい者施策推進会議」等において計画の実施状況に関する評価・検証を行うために、以下のモニタリング[※]指標を設定します。

これらの指標を活用し、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しや改善を行います。

図表 6-2 モニタリング※指標の一覧

	施策目標	指標	目標
1-1	障害福祉サービス等 の充実	指導検査を受けた事業所数	指導検査を実施し、サービスの質の確保を 図ります。
1-2	希望する暮らしの 実現	 障がい者グループホーム [※] 数	居住の場を確保するため、グループホーム ※の整備を支援します。
1-3	社会参加・社会活動の 充実	「おおむすび」の取組の一つ である自主生産品の販売 実績	共同受注等に取り組み、工賃向上を図ります。
1-4	保健・医療の充実	医療的ケア児・者支援関係機関会議の充実	医療的ケア [※] 児・者に関する情報共有・発信 により支援の充実を図ります。
1-5	障がい児支援の充実	特別支援教育の充実	全区立中学校に特別支援教室(サポートルーム)を設置し、特別支援教育の充実を図ります。
1-6	特性に応じた支援	発達支援ネットワークの強化	関係機関との連携強化を図るため、ネット ワーク事業を実施します。
2-1	相談支援体制の充実	多機関連携の強化	関係機関と連携して複合課題 [*] へ対応する ことで、相談支援の充実を図ります。
2-2	障がいへの理解促進	障害者差別解消法の認知度	障がい者差別解消のため、パンフレット等 を活用し、法の普及啓発を図ります。
3-1	災害・犯罪への対策	ヘルプカードの認知度	ヘルプカードの周知啓発に取り組み、災害 時などにおける相互支援意識を啓発しま す。
3-2	権利を守るまちの 実現	成年後見制度 [※] の認知度	権利擁護のための制度の理解や適切な利 用促進を図ります。

第7章 参考資料

1 実態調査の概要

(1)調査の目的

本計画の策定に当たり、障がい者の生活の状況や障害福祉サービス等の利用状況、サービス事業者の実態等を把握することを目的として調査を実施しました。

(2)調査対象

区内在住の障がい者及び区内でサービスを提供している事業者を対象として、無作為抽出により調査を実施しました。

図表 7-1 調査対象者

調査種別	調査対象
18 歳未満調査	身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳
18 歳以上調査	所持者、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者、難病医療費助成制度対象者、通所受給者証所持者(18 歳未満のみ)
事業者調査	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談 支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、 指定障害児通所支援事業者

(3)調査期間

令和元年11月28日~12月19日

(4)調査方法

郵送発送·郵送回収

(5)回収結果

調査種別	発送数(A)	有効回答数(B)	回収率(B÷A×100)
18歳未満調査	1,500	541	36.1%
18歳以上調査	4,500	1,878	41.7%
事業者調査	200	106	53.0%
合計	6,200	2,525	40.7%

2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過

	開催日	主な内容
第1回	令和2年6月2日(火)	○おおた障がい施策推進プランの進捗状況について (令和元年度実績) ○令和元年度大田区障がい者実態調査の結果について ○次期おおた障がい施策推進プランの策定について (計画の考え方とスケジュール)
第2回	令和2年8月3日(月)	○次期おおた障がい施策推進プランの構成について (「目次」ページ) ○障害者手帳所持者等の状況について (「第2章1大田区の障がい者の状況」ページ) ○令和元年度大田区障がい者実態調査結果からみえる 障がい者施策における課題について (「第2章3実態調査等に基づく障がい者施策の課題」 ページ)
第3回	令和2年10月7日(水)	○次期おおた障がい施策推進プランの骨子について (「第5章 障害福祉サービス等の推進」ページ以外)
第4回	令和2年11月12日(木)	○おおた障がい施策推進プランの進捗状況について (令和2年度上半期実績) ○次期おおた障がい施策推進プラン素案について (「コラム」及び「ミニ解説」以外)

3 大田区障がい者施策推進会議設置要綱

平成 28 年1月 21 日 27 福障発第 14440 号区長決定 改正 平成 29 年3月 22 日 28 福障発第 15451 号福祉部長決定 改正 平成 29 年4月7日 29 福障発第 10052 号福祉部長決定 改正 平成 31 年3月4日 30 福障発第 14957 号福祉部長決定

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第3項に基づく「大田区障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第1項に基づく「大田区障害福祉計画」及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第1項に基づく「大田区障害児福祉計画」並びに区の発達支援に関する施策を具体的に実施する個別計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」(以下これらを「計画」という。)を一体的に策定するための検討を行うとともに、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田区障がい者施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の策定及び改定に関すること。
 - (2) 計画の推進に関すること。
 - (3) 計画の検証及び評価に関すること。
 - (4) その他障害福祉施策に関すること。

(構成)

- 第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内で構成する。
 - (1) 学識経験
 - (2) 福祉
 - (3) 保健医療
 - (4) 教育
 - (5) 地域
 - (6) 雇用
 - (7) 区民
- 2 前項第7号の規定による委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末まで(以下「任期期間」という。)とする。ただし、自己の任期期間の満了前に任期期間が満了する委員がいる場合は、任期期間は、委嘱の日からその満了の日までとする。
- 2 委員が任期中に辞任したときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任 者の任期とする。
- 3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 推進会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。 (会議の公開)
- 第7条 推進会議及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、 推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる 場合
 - (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
 - (3) 議案に個人情報が含まれている場合
- 2 前項の規定に基づき推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(報償費)

第8条 推進会議に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。 (庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。 付 則
 - この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成 29 年3月 22 日 28 福障発第 15451 号福祉部長決定)
 - この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成 29 年4月7日 29 福障発第 10052 号福祉部長決定)
 - この要綱は、決定の日から施行する。
 - 付 則(平成 31 年3月4日 30 福障発第 14957 号福祉部長決定)
 - この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

4 大田区障がい者施策推進会議委員名簿

選出区分	所属等	氏名	備考
学識経験	東洋英和女学院大学	石渡 和実	会長
	日比谷見附法律事務所	曾我 裕介	
福祉	大田区手をつなぐ育成会	閑製 久美子	
	大田区肢体不自由児(者)父母の会	荒木 千恵美	
	大田区重症心身障害児(者)を守る会	宮田 千寿子	
	特定非営利活動法人 大身連	宮澤 勇	
	大田区精神障害者家族連絡会	川﨑 洋子	
T田11L	社会福祉法人 大田幸陽会	長尾 孝則	
	大田区立障がい者総合サポートセンター	佐藤 宏樹	
	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	中原 賢一	
	大田区自立支援協議会	山根 聖子	~令和2年6月
	八山区日立文1g/m战云 	名川 勝	令和2年7月~
保健医療	一般社団法人 大森医師会	小堀 俊一	副会長
	公益社団法人 東京都大田区蒲田歯科医師会	木嶋 直人	
教育	東京都立矢口特別支援学校	松本 弘	
	東京都立田園調布特別支援学校PTA	諸石 充世	
地域	大田区民生委員児童委員協議会	堀江 敏雄	
	大田区自治会連合会	鈴木 英明	
雇用	東京労働局 大森公共職業安定所	山田 和代	
区民	公募区民	砂岡 茂明	
	公募区民	志村 陽子	

(敬称略、順不同)

5 庁内検討委員会委員名簿

役職	氏名
福祉部長	今岡 正道
福祉部福祉支援担当部長	張間 秀成
障がい者総合サポートセンター所長	森岡 剛
福祉管理課長	有我 孝之
福祉部福祉支援調整担当課長	長谷川 正
福祉部障害福祉課長	黄木 隆芳
福祉部障害福祉サービス推進担当課長	曽根 暁子
福祉部副参事(地域福祉推進担当)	伊藤 明江
福祉部大森地域福祉課長	田邉 明之
志茂田福祉センター所長	林 延江
上池台障害者福祉会館長	北村 操
障がい者総合サポートセンター次長	要 理恵子
総務部防災危機管理課長	長沼 宏幸
健康政策部健康づくり課長	関 香穂利
こども家庭部子育て支援課長	小澤 佳久
まちづくり推進部まちづくり計画調整担当課長	深川 正浩
教育委員会事務局教育総務部学務課長	柳沢 憲一
教育委員会事務局教育総務部指導課長	岩﨑 政弘
教育センター所長	柿本 伸二

6 計画策定に係る根拠法令等

本計画策定の根拠となる法令等について、関係部分を抜粋しています。

(1) 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号)

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 障害者総合支援法 (平成 17 年法律第 123 号)

第88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類 ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(3) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため

の基本的な指針(令和2年度厚生労働省告示第213号)

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和五年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標(以下「成果目標」という。)を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標(別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。)を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和五年度度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の六パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和五年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から一・六パーセント以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(十八歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。

加えて、障害者支援施設においては、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の 実施や地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組む ことと併せて、施設入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進め ること、障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求め られる。さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保するとともに地域で 生活する障害者等に対する支援を行う等、地域に開かれていることが望ましい。

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者(精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。二の1において同じ。)の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数(六十五歳以上の一年以上長期入院患者数、六十五歳未満の一年以上長期入院患者数)、精神病床における早期退院率(入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率、入院後一年時点の退院率)に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)との関係に留意すること。

1 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する令和五年度における目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域 における生活日数の平均を三百十六日以上とすることを基本とする

- 2 精神病床における一年以上長期入院患者数(六十五歳以上、六十五歳未満)
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和五年度末の精神病床における六十五歳以上の一年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和五年度末の精神病床における六十五歳未満の一年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- 3 精神病床における早期退院率(入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点) 地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可 能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後三か 月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率及び入院後一年時点の退院率に関する令和 五年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後三か月時点の退院率については六十九パーセント以上とし、入院後六か月時点の退院率については八十六パーセント以上とし、入院後一年時点の退院率については九十二パーセント以上とすることを基本とする

三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。)について、令和五年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就 労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和五年度中に一般就労に移行する者の目標 値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の 一・二七倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事 業(就労継続支援A型(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の十第一号の 就労継続支援A型をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)及び就労継続支援B 型事業(就労継続支援B型(同条第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う事 業をいう。以下同じ。)について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和五年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。 具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の一・三〇倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね一・二六倍以上、就労継続支援B型事業については概ね一・二三倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率(過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。)に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和五年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の産業・労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の表各項に掲げる事項を令和五年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。この際、大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

さらに、直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適正に応じて能力を 発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の 向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計 画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周 知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取 組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めるこ とが望ましい。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年法律第五十号)において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画において

は、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めることが望ましい。

なお、今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所 等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和五年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和五年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和五年度末までに、各都 道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る 等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和五年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所(児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。)及び放課後等デイサービス事業所(同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。)を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和五年度末までに、各都道府県、各 圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図 るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置す ることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した 上での、圏域での設置であっても差し支えない。

六 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和五年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は第一の一の4⊖に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。

七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とす

る障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和五年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

7 用語の説明

あ行

アウトリーチ

生活上何らかの問題を抱えながらも自ら支援を求めない、支援を拒否する、あるいは本人の 意識に問題として顕在化していない方などに対して、援助者側から積極的に出向き、問題解決 への動機づけを高めるように行う専門的援助のこと。

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

医療的ケア

医師の指導のもとに、家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の 医療行為のこと。

か行

感覚統合

様々な感覚器官から入ってくる多様な情報を処理したり組織化する脳の機能のこと。このはたらきによって、状況に応じた感覚の調整や注意の向け方ができるようになり、自分の体を把握したり道具を使ったり、コミュニケーションをとるといった行動ができるようになる。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談や対応困難な事例に 対する専門的な相談等に行う施設。

虐待防止センター

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法にもとづき設置された、障がい者の虐待に関する通報・届出等の窓口。大田区においては障がい者総合サポートセンター内に設置されている。

区市町村障害者就労支援事業

障がい者の一般就労を促進するために、障がい者の一般就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する東京都の事業。

グループホーム(共同生活援助)

少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を行う居住の場。入居している障がい者に、主として で夜間において、共同生活を送る住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び 清掃等の家事、就労先その他関係機関との連絡、生活等に関する相談その他日常生活上の援助 を行う。

ケアマネジメント

一人ひとりの様々なニーズと、地域の社会資源によって提供される複数のサービスを適切に 結びつけて調整し、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する援助方法。

建設的対話

合理的配慮の提供に当たって社会的障壁(※)を除去するために、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、障がい当事者との双方の対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応していくこと。

(※)障害者差別解消法における「社会的障壁」は、障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとされている。

高次脳機能障がい

病気やけがなどによる脳の損傷によって、話すこと、考えること、覚えることなどが難しくなり、 生活に支障をきたす状態。

高次脳機能障害者支援員

地域の医療機関や就労支援センター等との連携の仕組みづくり、高次脳機能障がい者とその 家族に対する相談支援の実施等を行う。

合理的配慮

障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のこと。障害者差別解消法における「合理的配慮」は、障がいのある人や家族等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担がないものとされている。

さ行

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)

障害福祉サービスの提供に先立ち、相談支援専門員が利用者の同意に基づいて作成する、サービスの目標・種類・量等について記載した計画のこと。障がい児を対象とした利用計画のことを障害児支援利用計画という。

作業療法士

入浴や食事など日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーションまで、幅広い作業活動 を通して、身体と心のリハビリテーションを行う専門家のこと。

自助·共助·公助

自らの身は自ら守ることを「自助」、隣近所の協力や地域の助け合いを「共助」という。また、自助・共助の取組を支援し、理解促進・普及啓発を行い地域防災力の充実を図るとともに、発災時には安全確保や被災者の救済・支援を実施する区や防災関係機関の機能のことを「公助」という。

指導監査(検査)

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により実施される、障害福祉サービス事業所等を対象とした実地指導のこと。サービスの質の確保や給付の適正化を目的としている。

社会貢献型後見人(市民後見人)

弁護士等の資格は持たないが、社会貢献的、ボランタリーな精神に基づき、後見人等の職務を 全うするために必要な知識や技量、姿勢(倫理観)を身につけた上で、家庭裁判所から選任され、 被後見人等の身近にあってきめ細やかな後見活動を行う第三者後見人。

社会福祉協議会

各自治体において、住民や事業者が主体となって地域福祉を推進することを目的とする社会福祉法人。社会福祉法により行うべき事業が規定されている。大田区社会福祉協議会は、社会福祉法人としての高い公益性と、民間団体としての自主性を持つ組織として、「地域」「支えあい」「つながり」「協働」「自治」の5つの点を大切にしながら、大田区の地域福祉の推進に取り組んでいる。

若年性認知症

65 歳未満で認知症を発症した場合、「若年性認知症」とされる。身体は若くて元気なのに、記憶することや考えること、話をすることが難しくなっていく病気である。症状に気づかず診断までに時間がかかったり、仕事や家事が今よりできなくなったりすることで、医療・介護・経済面・就労などの支援が必要となる。

重症心身障がい者

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい者のこと。

住宅確保要配慮者

高齢者、障がい者、子育て世帯、経済的困窮者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する 者のこと。

授産施設

心身に障がいがあり一般企業に就職することが難しい人が、自立した生活を目指して働く施設のこと。平成 18 年の障害者自立支援法の施行に伴い、就労継続支援施設や就労移行支援施設等に順次移行した。

障害児通所支援

障がい児を対象とした児童福祉法に基づくサービスのうち、通所による支援のこと。具体的には、児童発達支援や放課後等デイサービス等がある。

情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいう。

自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、地域の障がい者福祉の課題について具体的な検討を行うことを 目的として区が設置する協議会。大田区においては、全体会の他に、「相談支援部会」「地域生活 部会」「防災・あんしん部会」の3つの専門部会を設置し、検討を行っている。

身体障害者相談員

大田区から委託を受けた民間の相談員で、身体障がいのある方やそのご家族からのさまざま な相談を受け、問題解決のための助言、相談を行う。

スクールカウンセラー

いじめ、不登校等の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、 家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援 する専門家。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な方の財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度。

措置入院

精神疾患があり自傷他害のおそれがある場合で、知事の診察命令による2人以上の精神保健 指定医の診察の結果が一致して入院が必要と認められたとき、知事の決定によって行われる入 院のこと。

た行

地域移行コーディネーター

いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障がい者等が、円滑な地域移行やその後の安定した 地域生活を送ることができるよう、病院と地域との連携強化を図るコーディネーターのこと。精 神障害者地域移行促進事業として東京都が事業者に委託し実施している。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活課題

地域福祉の推進に当たって障壁となる課題であり、福祉、保健医療にとどまらず、住まい、就労、教育等の広範囲に及ぶ。社会福祉法が平成 29 年に改正された際に明確化された。

地域力

大田区基本構想においては次のように定義している。区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPO など様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力あふれる地域を創造していく力。

地域包括ケアシステム

高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組み。

知的障害者相談員

大田区から委託を受けた民間の相談員で、知的障がいのある方やそのご家族からのさまざまな相談を受け、問題解決のための助言、相談を行う。

特殊詐欺

犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗(窃盗)を含む。)のこと。

は行

パブリックコメント

区の施策、方針、計画、条例等を策定するときに、事前に案の段階で公表し、区民等から意見を求め、寄せられた意見を参考に決定するとともに、区民等から寄せられた意見と区の考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。エレベーターの整備等のハード面のまちづくりや、点字や音声、手話による情報提供等の情報面でのバリアフリーのほか、人々の心のバリアの解消(心のバリアフリー)が必要である。

ピアサポーター

自らも障がいや疾病等の経験をもち、それらの経験を活かしながら、対人援助の現場等で働き、障がいや疾病等の中にある仲間(ピア)のために支援やサービスを提供する人材のこと。

避難行動要支援者名簿

地震等の災害が起きたときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方の安否確認や避難支援を素早く行うために、ご本人の同意に基づいて作成された名簿のこと。災害時にとどまらず、普段からの備えや、地域の防災活動等にも活用される。

複合課題・複合的な課題

障がい、高齢による介護、経済的困窮、ひきこもどり、子育て、虐待や DV などの課題がから み合い、従来の縦割りの制度では対応が困難な、各世帯が抱える複雑な課題のこと。

福祉サービス第三者評価

利用者が主体的にサービス事業者を選択できるよう、また事業者がサービスの質の向上に向けて取り組めるよう支援するための評価制度。事業者自らが第三者である評価機関と契約し評価を受ける。評価機関は、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する。結果は利用者に公表されるとともに、事業者にも還元され、サービス向上に役立てられる。

福祉避難所

障がい者や高齢者、乳幼児など、小中学校等の避難所(一次避難所)で避難生活を送ることが 困難な方のために開設する避難所のこと。

包摂(社会的包摂)

障がいや貧困、失業等さまざまな事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうとする考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。

ま行

モニタリング

日常的、継続的に行なわれる検査、監督のこと。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、能力の違いにかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

要支援児

心身に障がい等を有し、保育を行う上で特別な支援を必要とする児童。

要約筆記

主に人生の途中で聞こえなくなった方や聞こえにくい難聴の方のうち、手話でコミュニケーションの取りにくい方に対して文字で通訳する方法のこと。手書きとパソコンを使う方法がある。

ら行

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力 を充分に発揮できるよう援助すること。

臨床心理士

臨床心理学に基づいた知識と技術で心の問題に取り組む専門職のうち、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている者のこと。

おおた障がい施策推進プラン(案)

大田区障害者計画 第6期大田区障害福祉計画 第2期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画

令和3年度~令和5年度

発行年月:令和3年2月 発行:大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話:03-5744-1700 FAX:03-5744-1592